

天理市障害者まほろば計画

天理市第3次障害者福祉基本計画



平成 30 年 3 月

天理市

はじめに



天理市では、平成10年に「天理市障害者まほろば計画（天理市障害者福祉基本計画）を策定し、「ノーマライゼーションの理念」と、「リハビリテーションの理念」を掲げ、「地域でともに生きる社会」を築くという目標に基づき、「完全参加と平等」の実現に努めてまいりました。

続く第2次障害者福祉基本計画では、1次計画の理念を継承しつつ、「ユニバーサルデザインの理念」を掲げ、誰もが人格と個性を尊重し、「ともに生き、支え合う社会」のまちづくりをめざしてまいりました。

この計画の期間中、平成18年に国際連合において、「障害者の権利に関する条例」が採択されました。国内では、この条例の趣旨をふまえ、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」の成立など条例締結にむけた法の整備を経て、平成26年に「障害者の権利に関する条例」の締結国になりました。また、本市におきましても、平成29年4月に「天理市みんなの手話言語条例」を制定し、併せて同年「国民文化祭・障害者芸術文化祭」を開催してまいりました。

このたび、こうした国の障害者関連の法律や制度の動き、本市の取組みをふまえ、今後の障害者関連施策の基本的な方向と具体的な取組を総合的・体系的に定めるため、これまでの障害者計画の基本理念を継承しつつ、「ともに生き、一人ひとりが輝くまち」を本市の将来像とした「天理市障害者まほろば計画（天理市第3次障害者福祉基本計画）」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、「差別の解消と権利擁護の推進」「生涯を通じて安心できるきめ細かい支援」「いきいきと心豊かな生活の実現」「ともに生き、ともに支え合う社会の実現」を基本的な考え方として、障害の有無に関わらず、地域や人とのつながりを築きながら、安心して生活ができ、社会参加ができる天理市をめざして取組んでまいります。市民の皆様をはじめ関係機関や団体、企業等の方々の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして熱心にご審議いただきました「天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

天理市長 並河 健

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と趣旨	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
(1) 計画の法的位置づけ	3
(2) 他計画との関連性	4
3 計画の対象	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
(1) 天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会の開催	5
(2) アンケート調査等の実施	5
(3) パブリックコメントの実施	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況	6
1 人口の状況	6
(1) 人口等の推移	6
(2) 推計人口の推移	8
2 障害のある人の状況	9
(1) 身体障害者手帳所持者	9
(2) 療育手帳所持者	11
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者等	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の理念	13
2 計画の基本的視点	14
3 計画の施策体系	15
4 計画の重点目標	16
第4章 施策の展開	17
基本目標Ⅰ ともに生きる地域をつくる	17
施策の方向(1) 理解促進・広報啓発	17
施策の方向(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	20
施策の方向(3) 地域共生社会の推進	22
基本目標Ⅱ 子どもの力を育む	24
施策の方向(1) 早期発見・早期療育と親支援	24
施策の方向(2) 保育・療育及び障害のある子どもに対する支援の充実	26

施策の方向（３）障害のある人を包容するあらゆる段階の教育制度の推進	29
施策の方向（４）教育環境の整備	32
基本目標Ⅲ 自立した生活を支える	33
施策の方向（１）アクセスしやすい情報の収集と提供の充実	33
施策の方向（２）意思疎通支援の充実	35
施策の方向（３）相談支援体制の充実	37
施策の方向（４）保健・医療の充実	40
施策の方向（５）充実した障害福祉サービスの確保と提供	42
施策の方向（６）権利擁護の推進及び虐待の防止	46
基本目標Ⅳ 自分を生かしながら過ごせる場所をつくる	48
施策の方向（１）就労支援・雇用促進	48
施策の方向（２）生涯を通じた多様な学習やスポーツ等の促進	51
施策の方向（３）地域の中での居場所づくり	53
基本目標Ⅴ 安全・安心に暮らせる環境をつくる	54
施策の方向（１）住まいの場の確保	54
施策の方向（２）移動しやすい環境の整備	55
施策の方向（３）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	57
施策の方向（４）防災・防犯対策の推進	59
第５章 計画の推進に向けて	61
1 計画の推進体制	61
2 計画の点検・評価の方策	61
3 財源と人材の確保	61
4 県・近隣自治体・事業所・地域との連携	62
資料編	63
1 天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会要綱	63
2 天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会委員名簿	64
3 計画策定の経過	65
4 天理市みんなの手話言語条例	66
5 用語の説明	68

1. 新しい元号が決定されていないため、平成の表記とします。
2. 本計画の文中の語句の後にある（※P 番号）は、巻末の用語の説明に記載されているページを示しています。なお、その言葉が最初に表されている箇所に付記しています。

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

(1) 計画の背景

■「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成23年8月施行)

障害者基本法の改正により、障害のある人に対する「合理的配慮^{※P69}」という法的概念が日本の国内法で初めて明記されました。

■「障害者虐待防止法」(平成24年10月施行)

障害者虐待の防止と養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある人の権利利益の擁護を進めるため、「障害者虐待防止法」(正式名称:障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)が施行され、障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護および自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

■「障害者総合支援法」(平成25年4月施行、一部平成26年4月施行)

障害福祉計画の根拠法であった「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」(正式名称:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)が施行されました。

法の理念には「共生社会の実現」が盛り込まれ、障害の有無に関わらず、障害のある人もない人も共に地域社会でその人らしく過ごせる社会の実現をめざすこととされています。また、障害のある人の範囲に難病^{※P73}等の人が加わり、障害福祉サービス^{※P71}の対象になりました。

■「障害者優先調達推進法」(平成25年4月施行)

障害者就労施設等^{※P70}が供給する物品等に対する需要を図り、それによって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅就業障害者等の自立促進を図るため、「障害者優先調達推進法」(正式名称:国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)が施行されました。

■「障害者権利条約」への批准

障害者基本法の改正や障害者差別解消法が成立したこと等により、平成25年12月、国内の法律が「障害者権利条約」の求める水準に達したとして本条約の批准が国会で承認されました。これを受けて平成26年1月20日、日本は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、日本は141番目の締約国・機関となりました。

■「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年 4 月施行)

精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、精神障害のある人の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続きの見直しが行われました。

■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年 4 月施行)

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支援を改善するための改正です。特に、「障害者権利条約」の批准に関連して、障害のある人に対する合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などが定められた他、法定雇用率^{※P74}の算定基礎の対象に新たに精神障害のある人が加えられました。

■「障害者差別解消法」(平成 28 年 4 月施行)

「障害者差別解消法」(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するため制定されました。

■「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成 28 年 8 月施行)

発達障害^{※P73}のある人の支援のより一層の充実を図るためには、個々の支援に関する規定を見直すだけでなく、法施行後の約 10 年の間に発展してきた共生社会の実現に関する理念を本法に明記することが望ましいことから、①「障害者基本法」の基本的な理念にのっとることを規定するとともに、②発達障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを規定し、併せて、③障害に基づく差異を否定的な評価の対象としてではなく人間の多様性の一つとして尊重し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが規定されました。

■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 30 年 4 月施行予定)

①障害のある人の望む地域生活の支援

- 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
- 就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 障害のある高齢の人の介護保険サービスの円滑な利用

②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 医療的ケア^{※P68}を要する障害のある子どもに対する支援
- 障害のある子どものサービス提供体制の計画的な構築

③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- 自治体による調査事務・審査事務の効率化

（２）計画策定の趣旨

本市では、平成10年3月に平成19年度を目標とする「天理市障害者まほろば計画（天理市障害者福祉基本計画）」を策定しました。この計画では、すべての人が自らの障害の種類や程度にかかわらず、平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営めるようにする「ノーマライゼーションの理念」と、単なる機能回復のみならず障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加ができるようにする「リハビリテーションの理念」の2つを大きな理念として掲げ、「地域でともに生きる社会」を築くという目標に基づき、保健、医療、福祉、教育、生活環境など広い分野にわたる施策に総合的に取り組んできました。また、すべての市民にとっての「まほろば」（＝佳き國・佳き処）となるよう、計画の愛称を「天理市障害者まほろば計画」としました。

このたび、「天理市障害者まほろば計画（天理市第2次障害者福祉基本計画）」が、平成29年度で最終年度を迎えることから、国の障害者関連の法律や制度の動きを踏まえ、今後の本市における障害者関連施策の基本的な方向と具体的な取組を総合的・体系的に定めるため、「天理市障害者まほろば計画（天理市第3次障害者福祉基本計画）」を策定しました。

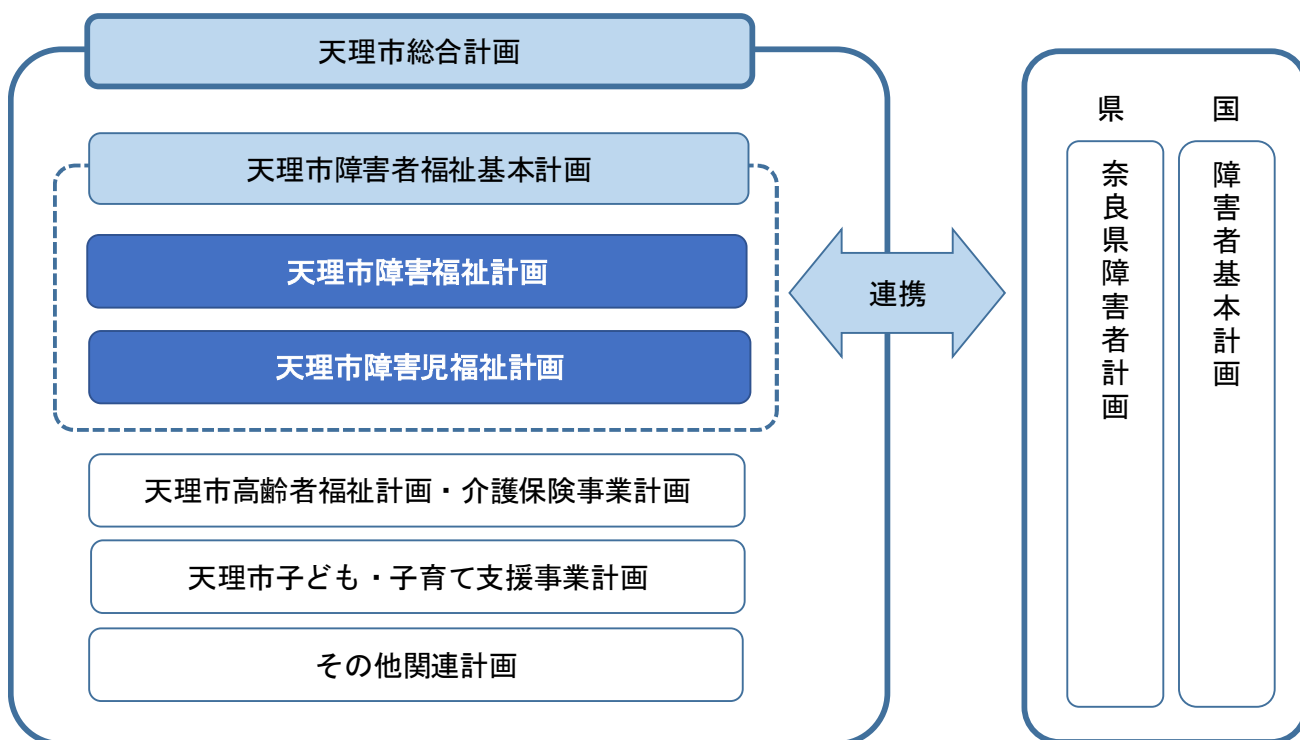
2 計画の位置づけ

（１）計画の法的位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定し、障害のある人の関連施策全般にわたるものであり、将来の方向を示すものとして位置づけられます。

(2) 他計画との関連性

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）（平成30年度～平成34年度）」や「奈良県障害者計画（平成27年度～平成31年度）」の理念なども踏まえつつ、市政の基本方針を示す「天理市第5次総合計画（平成22年度～平成31年度）」や関連計画と連携を図りながら策定しています。



3 計画の対象

本計画の対象は、すべての市民、地域団体、障害福祉サービス提供事業者、企業、関係機関等とします。

また、「障害者」とは、平成23年8月に施行された「障害者基本法の一部を改正する法律」では第2条の「障害者」の定義が見直され、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁^{※P69}により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」として、障害の範囲が「その他の心身の機能の障害」へと大幅に広がり、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」として、「障害者」の定義に難病等が含まれることになったことから、本計画ではこれらの人も対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

また、上位計画である「天理市第5次総合計画」や「天理市障害福祉計画」「天理市障害児福祉計画」等の関連計画の進捗状況を踏まえるとともに、障害のある人のニーズや社会経済情勢の変化、障害のある人にかかわる制度などの改正に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
国の計画				障害者基本計画（第4次） (H30～H34)									
県の計画	奈良県障害者計画 (H27～H31)												
市の計画	天理市第3次障害者福祉基本計画 (H30～H39)												
	天理市第4期 障害福祉計画 (H27～H29)			天理市第5期 障害福祉計画 (H30～H32)									
				天理市第1期 障害児福祉計画 (H30～H32)									

5 計画の策定体制

(1) 天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会の開催

本計画の策定にあたり、幅広く市民の意見を求めるために、学識経験者等で構成される「天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会」を開催し、検討しました。

(2) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたっては、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査や障害者団体へのヒアリング調査を実施し、基礎資料として活用しました。

(3) パブリックコメントの実施

市のホームページ、公民館等の公共施設において本計画の計画素案を公開し、市民からの意見を募集し、計画に反映しました。

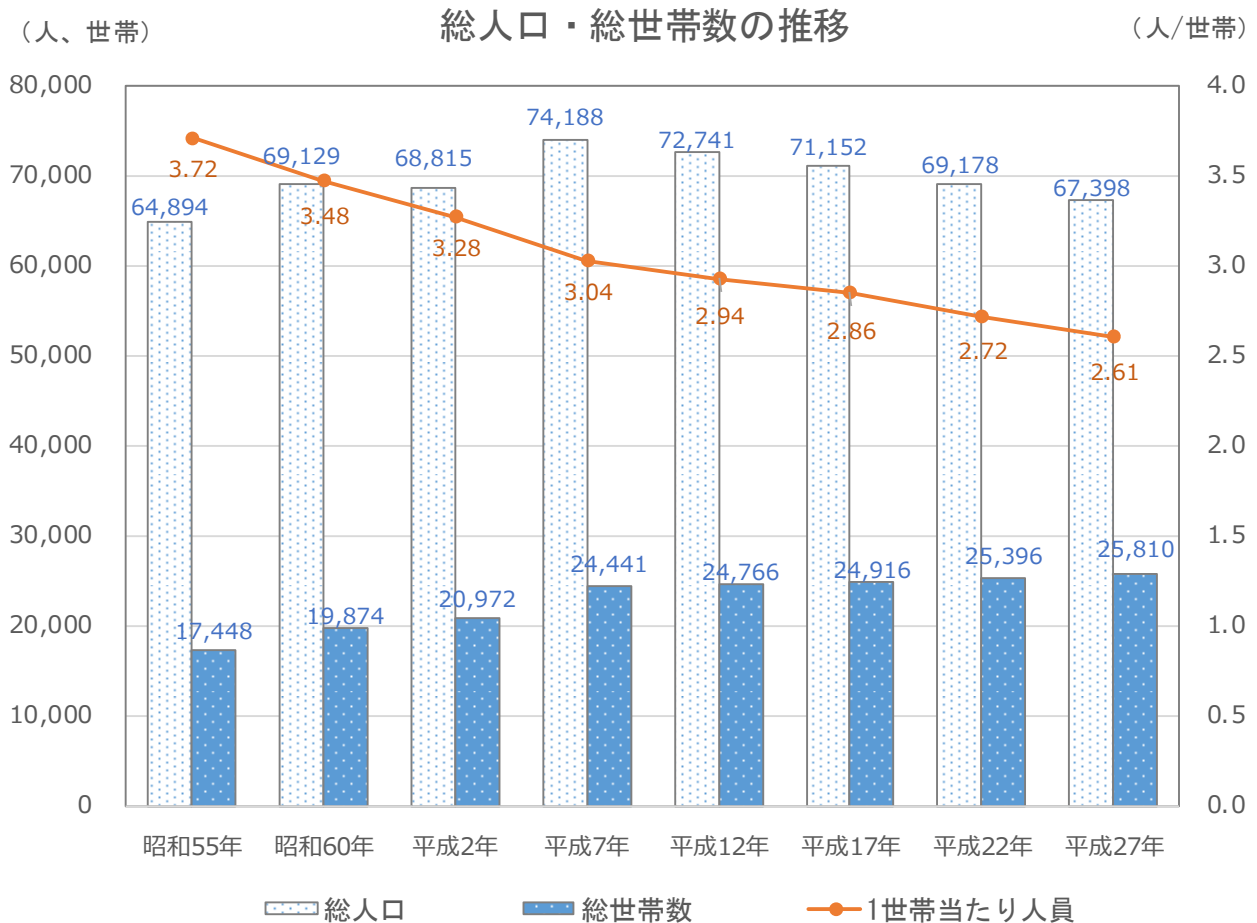
第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 人口の状況

(1) 人口等の推移

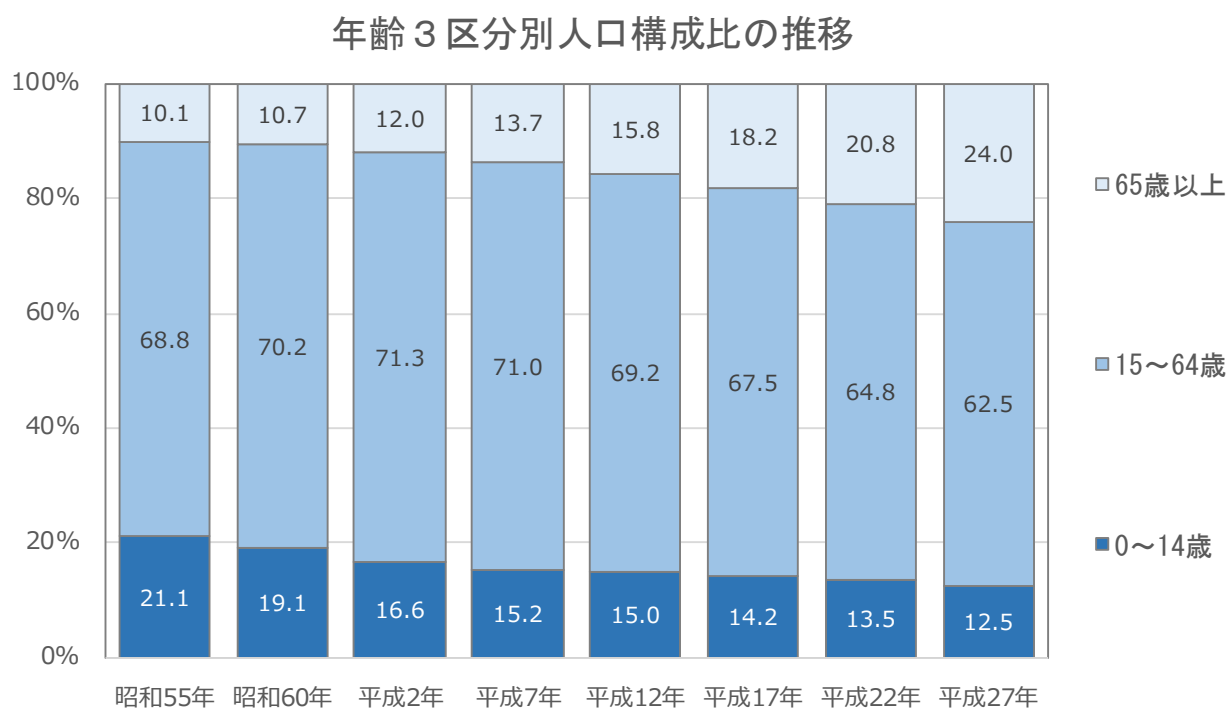
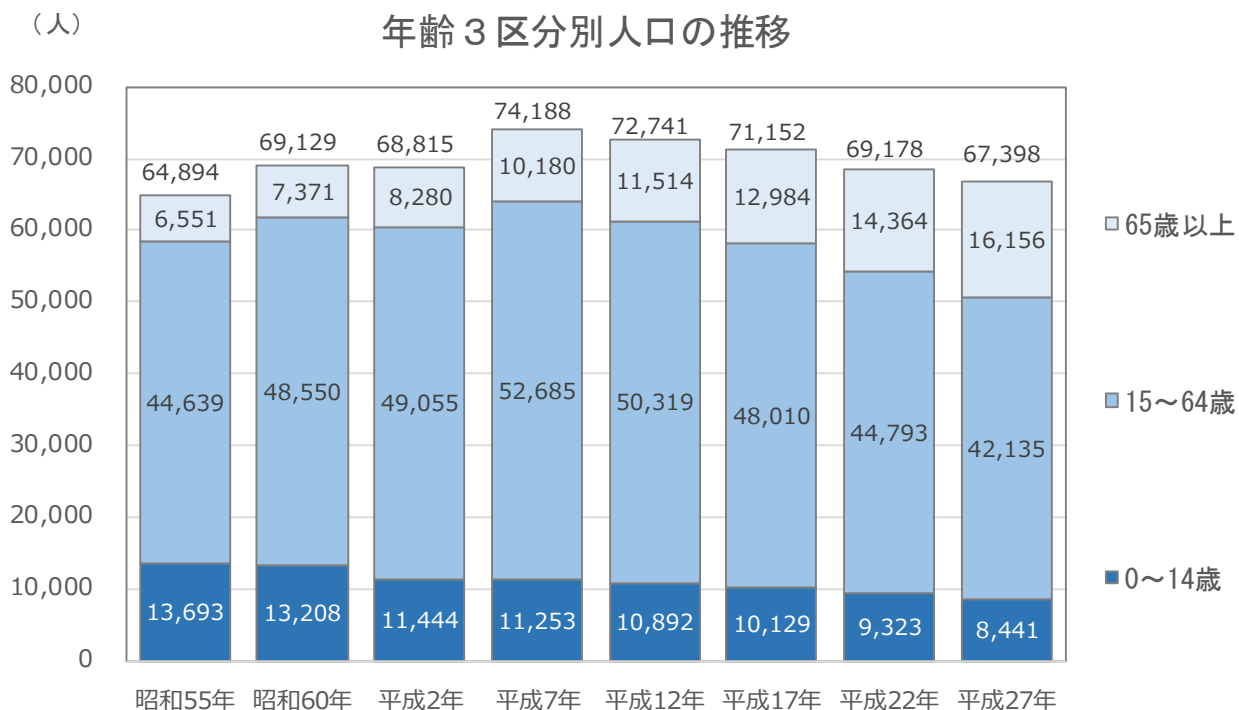
本市の総人口は、平成7年以降、減少傾向で推移しており、平成27年には67,398人となっています。一方で、総世帯数は、増加傾向で推移しており、平成27年には25,810世帯となっています。

その結果、1世帯あたりの人員は減少傾向で推移することとなり、平成27年には2.61人と、世帯規模の縮小が進んでいます。



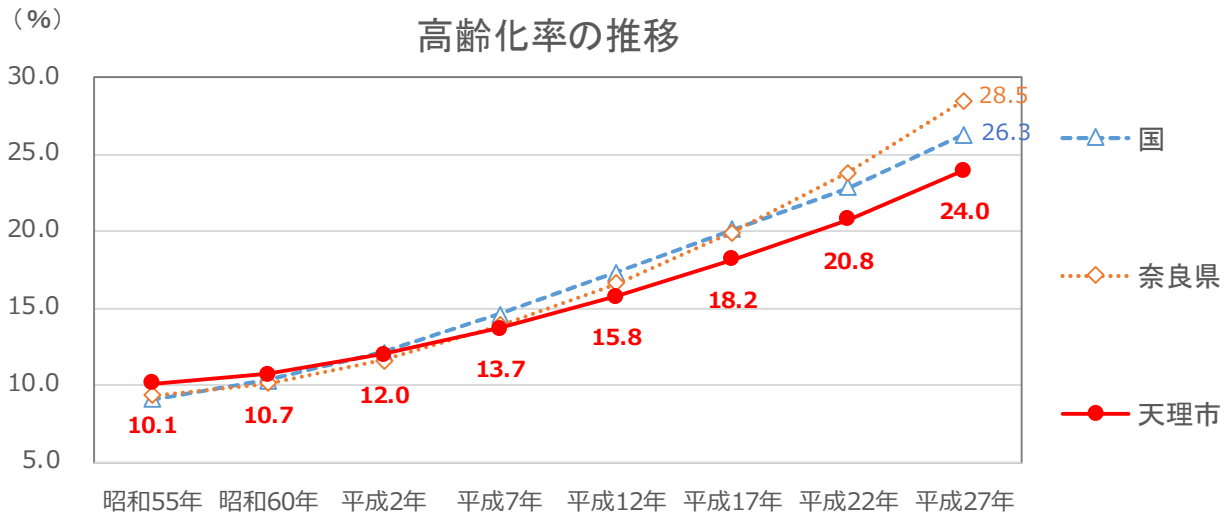
資料：国勢調査

また、人口を年齢3区分別で見ると、平成27年には、0～14歳が8,441人（12.5%）、15～64歳が42,135人（62.5%）、65歳以上が16,156人（24.0%）で、65歳以上の人口（構成比）が増加傾向となっています。



資料：国勢調査

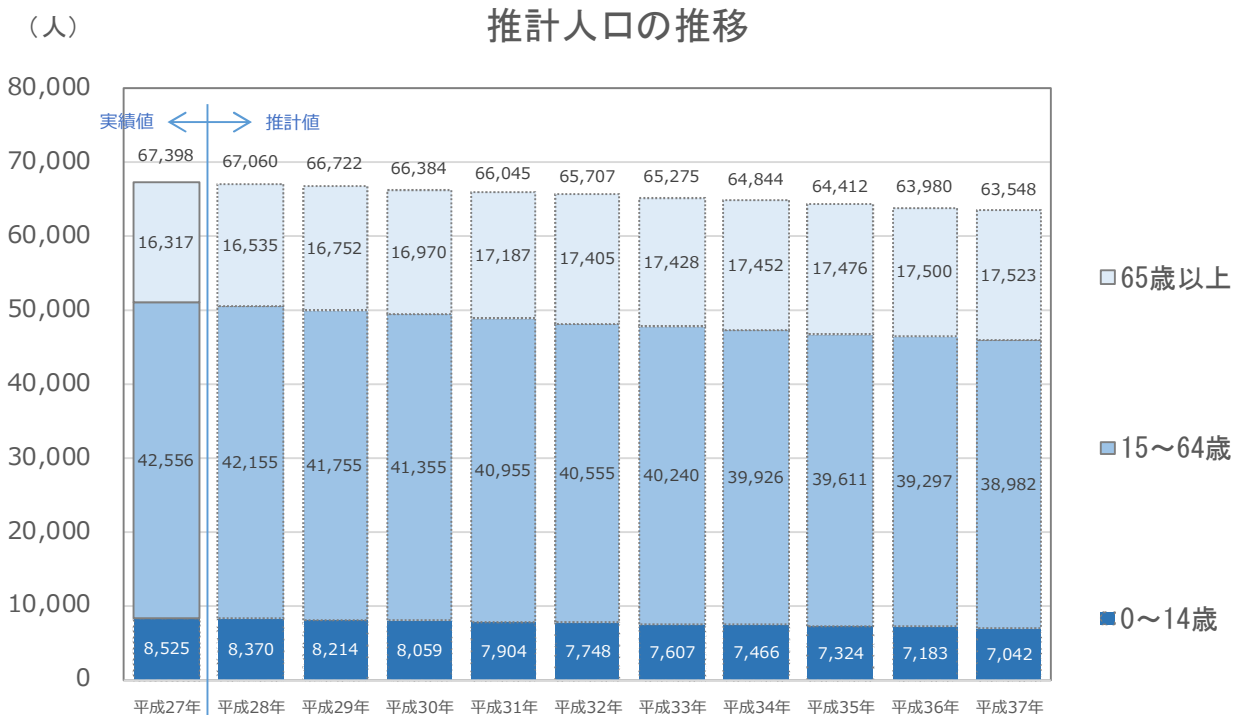
高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）については、増加傾向で推移していますが、国や奈良県を下回っており、平成 27 年には 24.0%となっています。



資料：国勢調査

(2) 推計人口の推移

本市の将来人口は、今後も減少傾向で推移した場合、平成 37 年には 63,548 人となり、平成 27 年と比較すると、3,850 人の減少となっています。

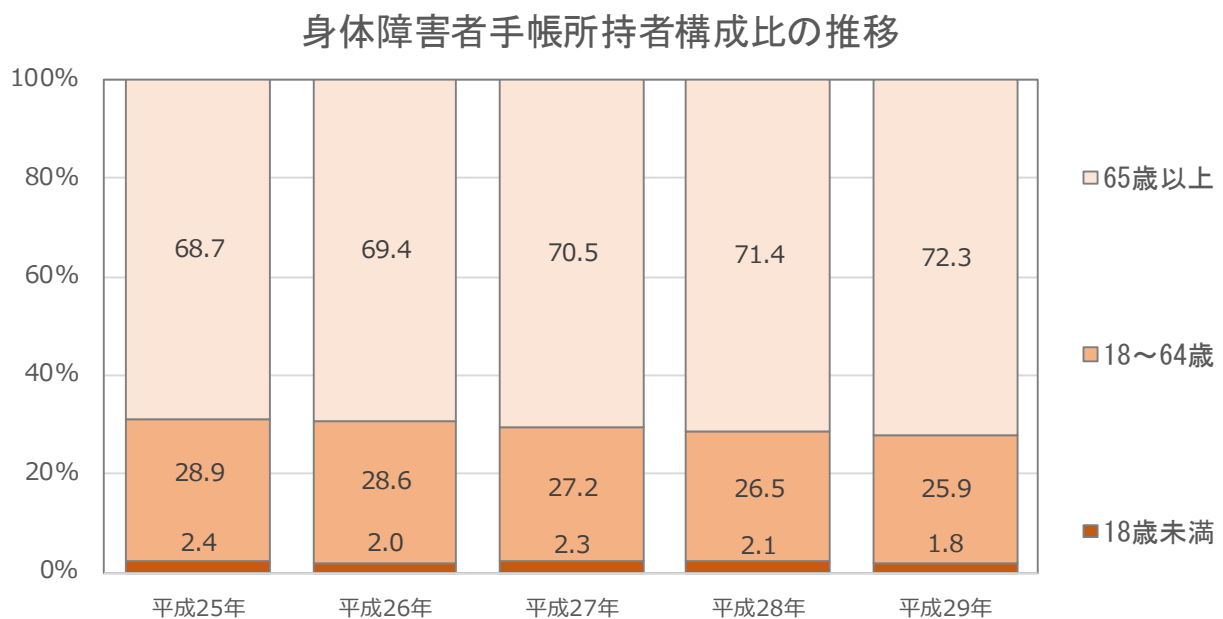
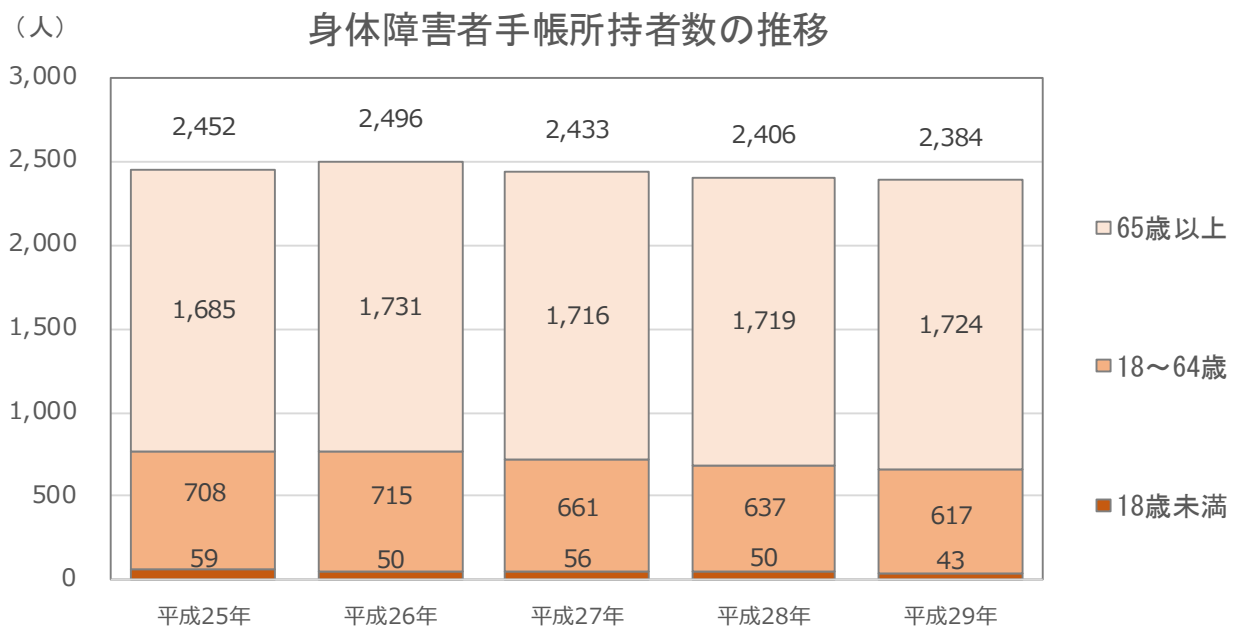


資料：国立社会保障・人口問題研究所

2 障害のある人の状況

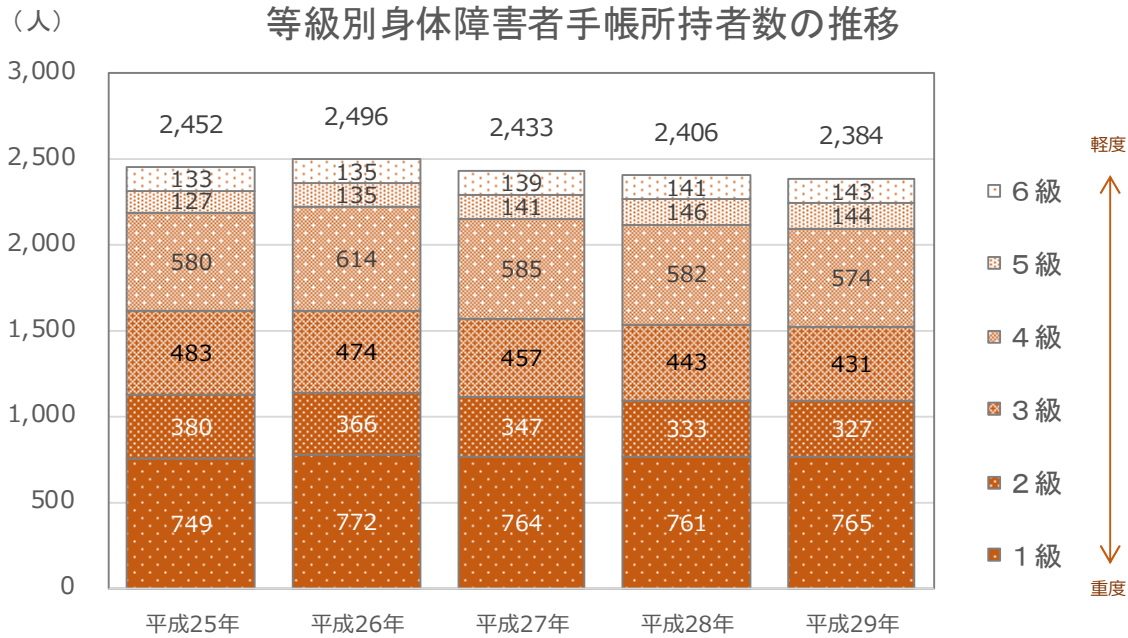
(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳^{※P69}所持者数は、平成26年までは増加傾向で推移していましたが、平成26年以降は減少傾向となっています。平成29年には、18歳未満が43人(1.8%)、18～64歳が617人(25.9%)、65歳以上が1,724人(72.3%)で、合計2,384人となっており、65歳以上の割合が増加傾向となっています。



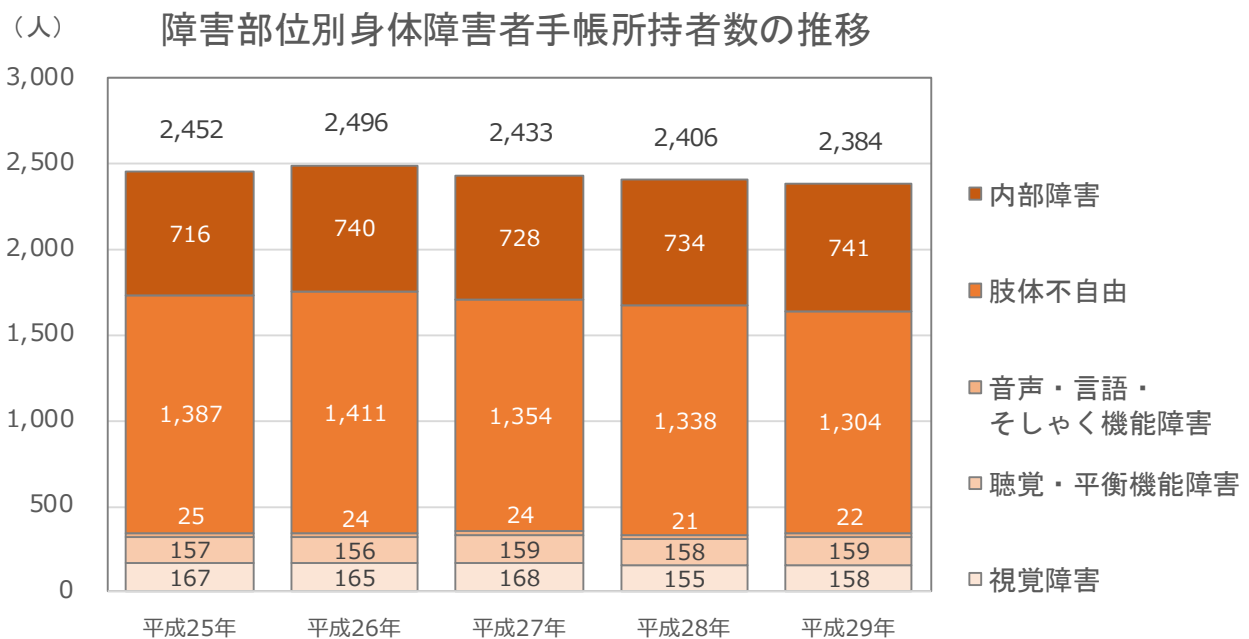
資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

また、身体障害者手帳所持者数を障害の等級別で見ると、平成29年には、1級が765人、2級が327人、3級が431人、4級が574人、5級が144人、6級が143人で、1級が最も多くなっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

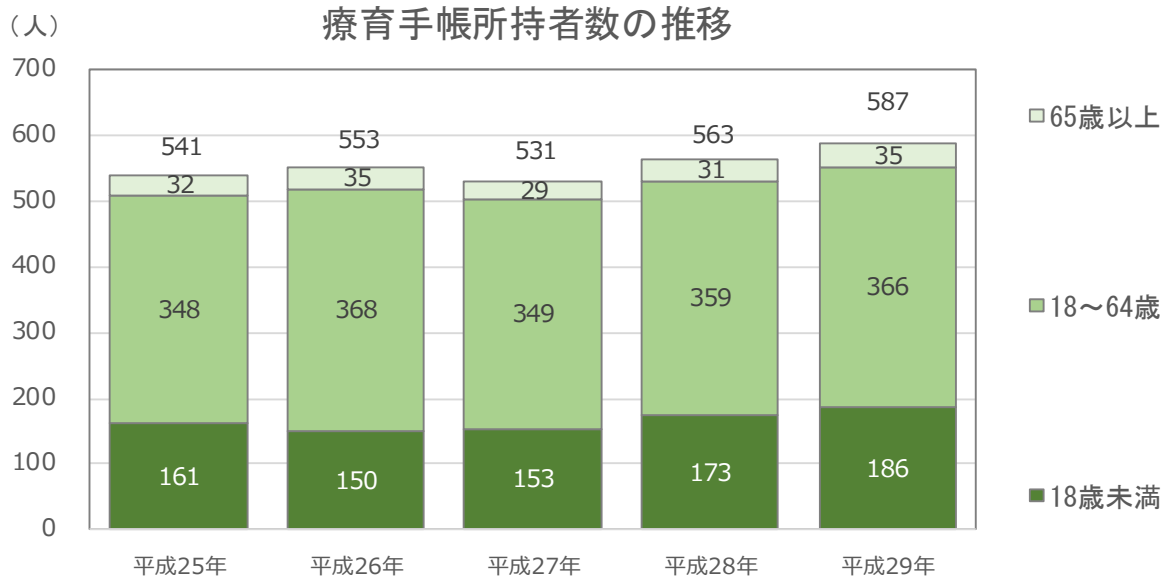
さらに、身体障害者手帳所持者数を障害部位別で見ると、平成29年には、視覚障害が158人、聴覚・平衡機能障害が159人、音声・言語・そしゃく機能障害が22人、肢体不自由が1,304人、内部障害^{※P72}が741人で、肢体不自由が最も多くなっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

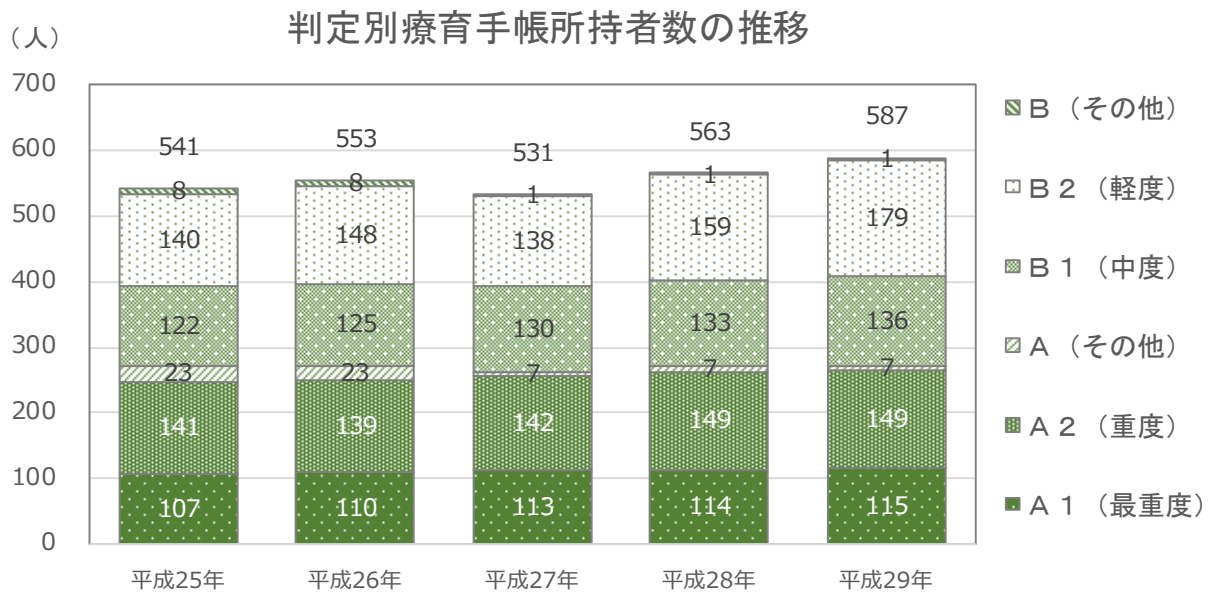
(2) 療育手帳所持者

療育^{※P74}手帳所持者数は、緩やかに増加傾向で推移しており、平成29年には、18歳未満が186人(31.7%)、18～64歳が366人(62.4%)、65歳以上が35人(6.0%)で、合計587人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

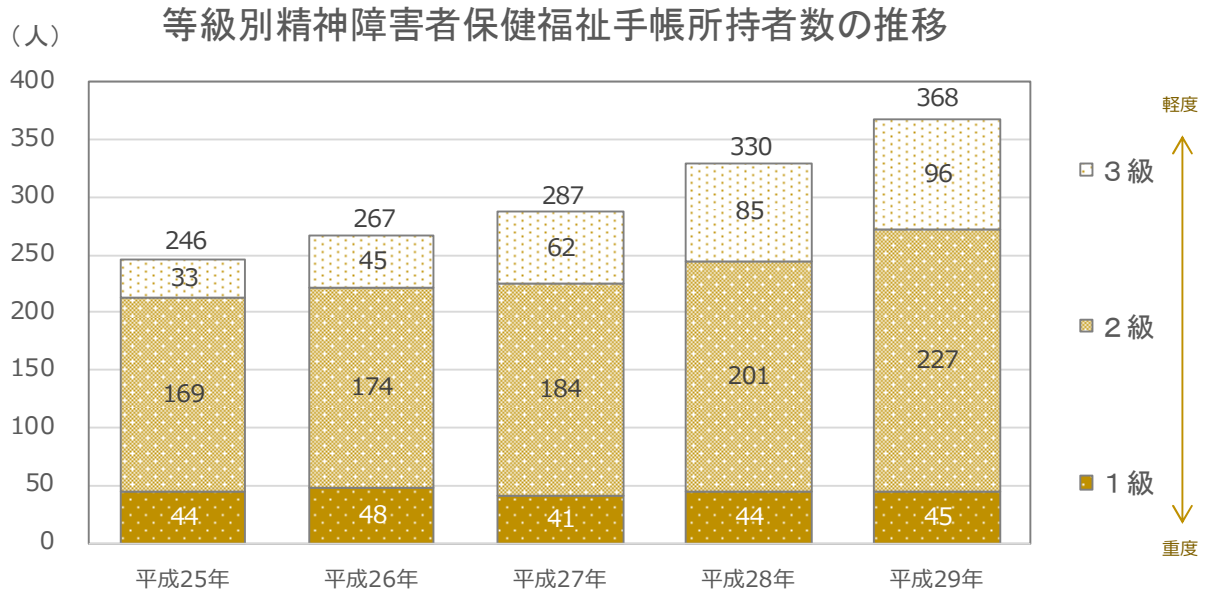
また、療育手帳所持者数を判定別でみると、平成29年には、A1（最重度）が115人、A2（重度）が149人、A（その他）が7人、B1（中度）が136人、B2（軽度）が179人、B（その他）が1人と、Aが合計で271人、Bが合計で316人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

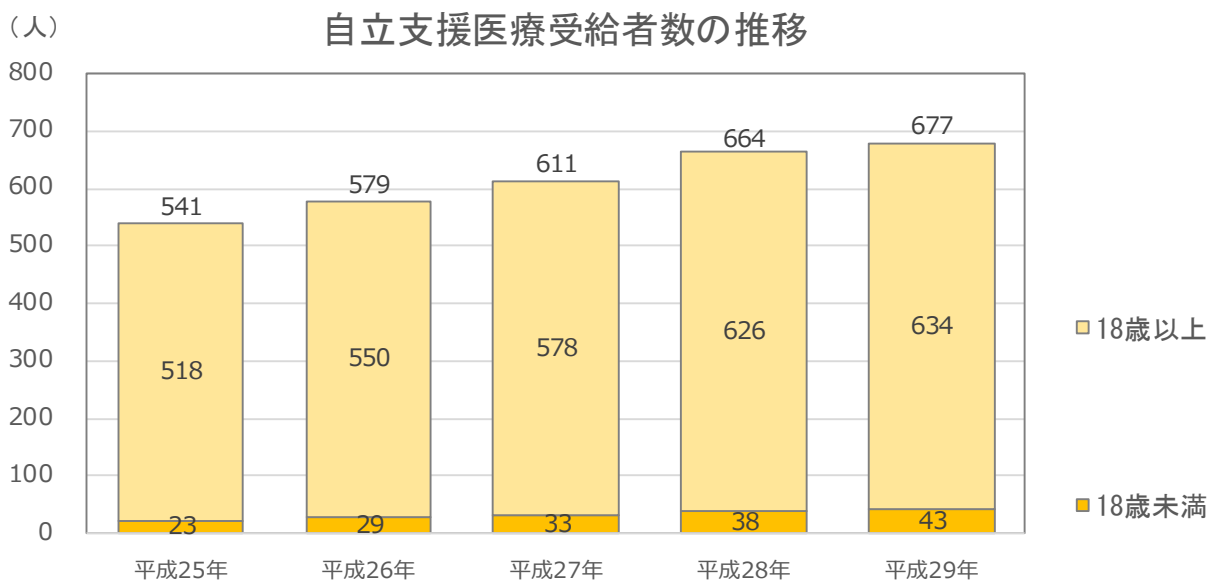
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者等

精神障害者保健福祉手帳^{※P71}所持者数は、増加傾向で推移しており、平成29年には、1級が45人、2級が227人、3級が96人と、2級が最も多くなっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

また、自立支援医療^{※P71}（精神通院医療）受給者数は、増加傾向で推移しており、平成29年には677人となっています。



※自立支援医療受給者の中には、精神障害者保健福祉手帳を持たない人も含まれます。

資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

本計画において、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ユニバーサルデザイン」の3つの考え方を基本理念に、めざすべきまちの姿である「ともに生き、一人ひとりが輝くまち」の実現をめざし、取組を進めてきました。この基本理念及び将来像については、10年後を見据えた今なお価値を持つものであり、本市のめざす姿を端的に表していることから、第3次計画においても、第2次計画の基本理念及び将来像を継承していきます。

天理市の将来像

ともに生き、一人ひとりが輝くまち

基本理念1 ノーマライゼーション	すべての人が自らの障害の種類や程度にかかわらず、平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営めるようにすることが、本来の望ましい姿であるとする考え方
基本理念2 リハビリテーション	寝たきり予防や心身の障害を回復させるための理学療法や作業療法などの単なる機能回復のみならず、障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加ができるようにする考え方
基本理念3 ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害の有無、人種などにかかわらず、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、あるいは仕組みづくりをする考え方

2 計画の基本的視点

基本理念を踏まえ、めざすべき将来像を実現するため、本計画は次の基本的視点に立つて取組を進めます。

基本的視点 1	差別の解消と権利擁護の推進
----------------	---------------

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めるとともに、権利侵害がなく、個人の尊厳が守られ、あたり前に暮らしていける社会、人権文化^{※P71}の根付いた社会づくりを進めます。

基本的視点 2	生涯を通じて安心できるきめ細かい支援
----------------	--------------------

障害のある人一人ひとりが、地域で自立した生活を送ることができるよう、自己決定と自己選択を尊重したサービス利用と適切なサービス提供を進めます。

また、生涯を通して安心して生活できるよう、ライフサイクル^{※P74}のすべての段階において必要な支援を総合的に、あるいは継続的に行う体制づくりを進めるとともに、障害のある女性、子ども及び高齢者等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援を行う体制づくりを進めます。

基本的視点 3	いきいきと心豊かな生活の実現
----------------	----------------

障害のある人一人ひとりが、住み慣れた地域で生きがいを持って心豊かな生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉との連携のもとに、労働、日中活動、生涯学習、都市基盤等あらゆる分野にわたる支援を進めるとともに、障害のある人の社会参加を促進するためのハード・ソフト両面のバリアフリー^{※P73}化を進めます。

基本的視点 4	ともに生き、ともに支え合う社会の実現
----------------	--------------------

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」というあたり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人とない人が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、理解促進を進めるとともに、市民一人ひとりが、福祉の担い手であることの認識を持ち、地域で支援を必要とする人や困った時の相談、見守り、災害時の避難、ちょっとしたボランティアなど、地域住民をはじめ地域団体、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、企業等が連携し、ともに支え合う地域福祉を進めます。

3 計画の施策体系

将来像		ともに生き、一人ひとりが輝くまち
基本目標		施策の方向
I	ともに生きる地域をつくる	(1) 理解促進・広報啓発 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 (3) 地域共生社会の推進
II	子どもの力を育む	(1) 早期発見・早期療育と親支援 (2) 保育・療育及び障害のある子どもに対する支援の充実 (3) 障害のある人を包容するあらゆる段階の教育制度の推進 (4) 教育環境の整備
III	自立した生活を支える	(1) アクセスしやすい情報の収集と提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 保健・医療の充実 (5) 充実した障害福祉サービスの確保と提供 (6) 権利擁護の推進及び虐待の防止
IV	自分を生かしながら過ごせる場所をつくる	(1) 就労支援・雇用促進 (2) 生涯を通じた多様な学習やスポーツ等の促進 (3) 地域の中での居場所づくり
V	安全・安心に暮らせる環境をつくる	(1) 住まいの場の確保 (2) 移動しやすい環境の整備 (3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (4) 防災・防犯対策の推進

4 計画の重点目標

重点目標 1	アクセシビリティの向上
---------------	-------------

社会的障壁の除去のため、障害のある人のアクセシビリティ（高齢者や障害のある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、提供されている情報や機能を利用できること）向上の環境整備が必要であるため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で強力的に取組の推進が重要です。

重点目標 2	複合的困難への配慮
---------------	-----------

障害のある女性や障害のある子ども及び高齢者などは複合的困難な状況に置かれる場合があるため、複合的困難に直面する障害のある人に対するきめ細かい配慮が重要です。

重点目標 3	P D C Aサイクルの充実
---------------	----------------

障害のある人の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要であり、P D C Aサイクル（P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（見直し））の4段階を繰り返すことで、改善を図る手法の1つ）を構築・着実に実行し、障害者施策の不断の見直しを行っていくことが重要です。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ とともに生きる地域をつくる

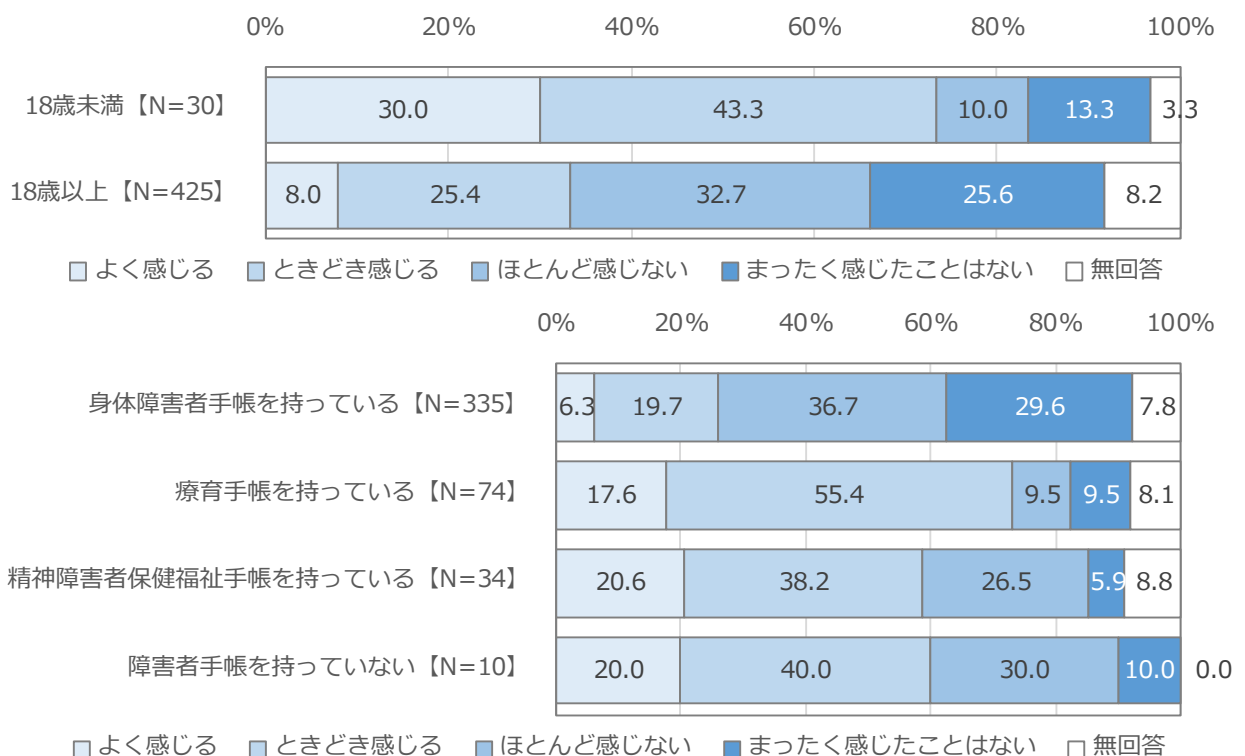
施策の方向（1）理解促進・広報啓発

【現状と課題】

- 障害に関する正しい理解と認識を深めることを目的として、広報紙「町から町へ」、社会福祉協議会広報、パンフレット、障害者の日を含む障害者週間^{※P70}や人権週間^{※P71}など、普及啓発活動を実施するとともに、人権集会や人権学習会において、人権教育の充実を図っています。
- 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成した「ヘルプマーク」の普及啓発に取り組んでいます。

《アンケート調査結果から》

差別や偏見を感じたことがあるかについて、年齢別でみると、18歳未満では「ときどき感じる」が最も多く43.3%、18歳以上では「ほとんど感じない」が32.7%となっています。また、障害者手帳の種類別でみると、身体障害者手帳を持っている人は「ほとんど感じない」が最も多く36.7%、療育手帳を持っている人は「ときどき感じる」が最も多く55.4%、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は「ときどき感じる」が最も多く38.2%、障害者手帳を持っていない人は「ときどき感じる」が最も多く40.0%となっています。



《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

- 人は接する機会が増えると互いに理解しやすくなるのではないかと考えます。
- 言葉で思いを正しく伝えられず、誤解されることがよくあります。障害のある人をよく知ってもらい、理解してもらうには、交流会、啓発活動が必要です。
- 障害の特性について知ってもらうことが大切です。社会から偏見や差別がなくなるまで、障害のある人への理解をしてもらえるよう、啓発に力を入れなければなりません。

【基本方針】

- 「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人と障害のない人が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、理解の促進に努めます。
- 障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する理解を深め、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を進めます。
- 知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害^{※P69}、盲ろう、重症心身障害^{※P69}その他の重複障害など、より一層の国民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。
- 点字、手話、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対し、啓発活動を通じ、理解の促進を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
<p>障害のある人や障害の特性について理解を深める啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙「町から町へ」をはじめ、さまざまな媒体や機会を活用して、啓発文の掲載等で市民に周知し、普及啓発を行うことで、理解を深め、障害者差別のない社会づくりをめざします。 ○社会福祉協議会広報、パンフレット、障害者の日を含む障害者週間や人権週間などを中心にした行事・催し等の機会を通じ、啓発活動を推進します。 ○援助や配慮を必要としている人が、身に着けることで、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークを活用することで、適切な援助を受けられるよう、啓発活動を推進します。 ○障害や障害のある人についての理解を深めるため、人権集会・人権学習会等の開催をはじめとする人権啓発事業の充実を図ります。
<p>学校教育における相互理解の促進と福祉教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人や障害の特性などについて、親子で理解を深められるようなイベントなどの開催を進めるとともに、小・中学生やPTAなどを対象とした学習会等を開催し、理解の促進と充実を図ります。

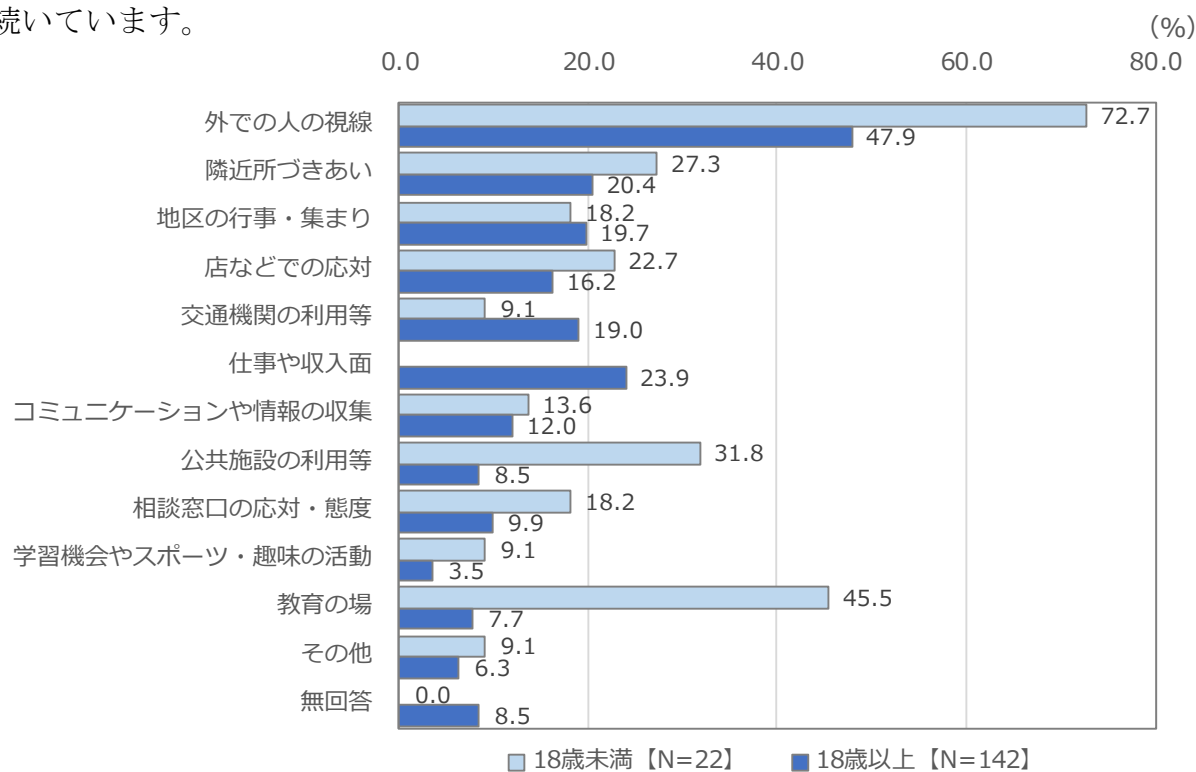
施策の方向（２）障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

○毎年、7月の「差別をなくす強調月間」※P69には、各所属において人権研修を行っています。また、所属ごとでテーマを決めて行うとともに、障害者差別に関する研修も行っています。今後は、障害者差別が解消されるよう、より一層の理解と認識を深めるため、研修等を充実させる必要があります。

《アンケート調査結果から》

差別や偏見を感じたことがある人に、どのようなときに差別や偏見を感じたかについて聞いたところ、18歳未満では、「外での人の視線」が最も多く72.7%、次いで「教育の場」が45.5%、「公共施設の利用等」が31.8%と続いており、18歳以上では、「外での人の視線」が最も多く47.9%、次いで「仕事や収入面」が23.9%、「隣近所づきあい」が20.4%と続いています。



【基本方針】

- 「障害者差別解消法」並びに「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に示されている障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めます。
- 「障害者差別解消法」並びに「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づく基本方針における社会的障壁の除去の実施について技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化の施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。
- 法令上、自署によることを求められている手続を除き、本人の意思確認を適切に実施できる場合に記名捺印や代筆による対応を認めることを促すなど、書類の記入が必要な手続におけるアクセシビリティの確保に向けた対応を検討します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
差別解消の周知・啓発	○「障害者差別解消法」「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」「天理市みんなの手話言語条例」について、広報紙「町から町へ」等で周知を図るとともに、あらゆる機会において啓発活動を行っていきます。
差別解消に向けた研修の充実	○障害や障害のある人の人権問題等について、市職員や保育士、教職員がより一層の理解と認識を深めるため、職員研修の充実を図ります。併せて、「差別をなくす強調月間」には、各所属において人権研修会を実施し、障害者差別に関するテーマで研修も行っていきます。
不利益な取り扱いの禁止、合理的配慮に向けた取組	○福祉サービス、医療、教育、雇用、不動産、公共施設の利用等、障害を理由にした不利益な取り扱いについての周知・理解を図るとともに、障害の特性について理解することにより、合理的な配慮の促進にむけた啓発を進めていきます。

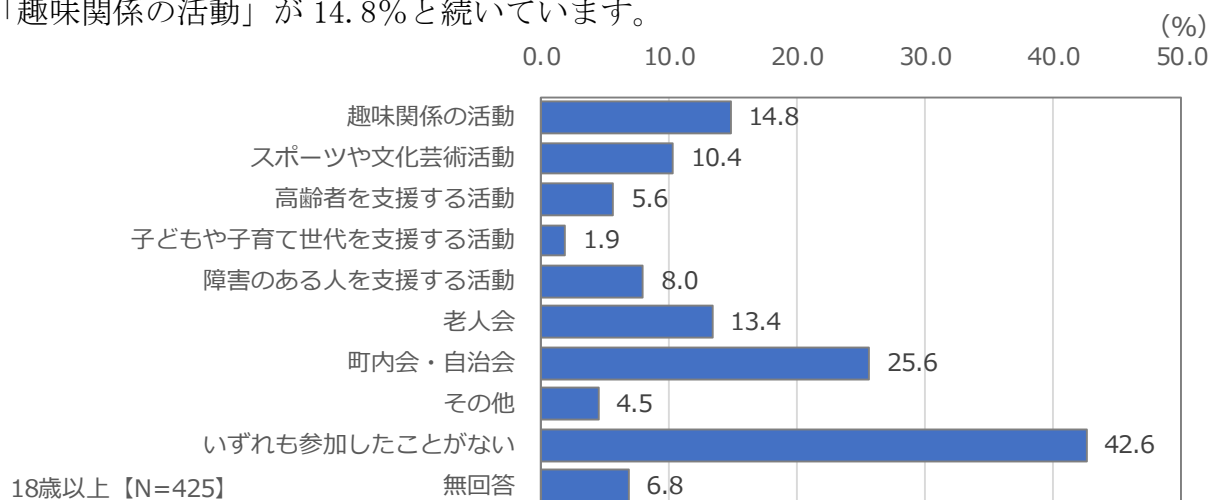
施策の方向（3）地域共生社会の推進

【現状と課題】

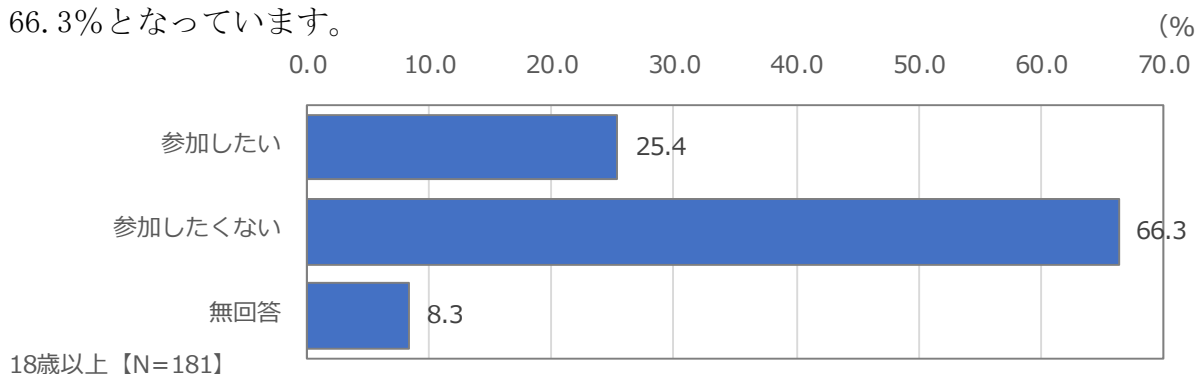
- ともに生きる地域社会をつくるため、ボランティア入門講座、ボランティアリーダー養成講座のほか、必要に応じて、絵本の読み合い、傾聴、災害対応など分野別のボランティア養成講座を開催しています。
- ボランティアセンターでは、ボランティアの登録、コーディネート、活動の支援、ボランティアネットワークの推進などを実施しています。また、「いちょうだより」「ネットワークだより」の発行、ホームページ、フェイスブック^{※P73}などにより、情報提供を図っています。
- 「手話は言語である」という理念の下に、手話の普及だけではなく、手話を第1言語とする聞こえない人（ろう者）の生活や文化についての理解を広げ、ろう者の市民がより豊かに地域で暮らせることを目的として、「天理市みんなの手話言語条例」を制定し、平成29年4月1日に施行しました。今後は、条例に基づき、施策の推進・啓発が必要です。

《アンケート調査結果から》

障害のある人もない人も参加する以下のような活動に参加したことがあるかについて、「いずれも参加したことがない」が最も多く42.6%、次いで「町内会・自治会」が25.6%、「趣味関係の活動」が14.8%と続いています。



障害のある人もない人も参加するような活動に参加したことがない人に、今後、活動に参加したいと思うかについて聞いたところ、「参加したい」が25.4%、「参加したくない」が66.3%となっています。



【基本方針】

- 障害のあるすべての人が、障害のない人と同様に、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保・拡大を図ります。
- 地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保・拡大を図ります。
- 「天理市みんなの手話言語条例」の基本理念に基づき、啓発・施策の推進を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
地域福祉に対する市民への啓発と意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人とない人が、お互いに、地域社会で自然な態度で接することが日常となるように、障害への理解の促進を進めるとともに、市民一人ひとりが福祉の担い手であることの認識をもち、地域住民をはじめ地域団体や事業所、ボランティア等が連携し、ともに支えあう地域福祉を進めます。
交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者団体や事業所、ボランティア、関係機関等との連携・協力の下に、障害のある人とない人がともに交流できるはばたき祭やふれあい集会などの全市的行事や町内会・自治会等の行事、集いの開催など、障害のある人同士の親睦を深めるための行事など多様な交流を促進します。 ○障害のある人と地域住民との交流促進や、障害のある人の集いの場など、地域資源の活用を検討します。 ○民生委員・児童委員^{*P74}やボランティア、NPO、社会福祉法人等との連携を図り、障害のある人の地域活動やイベント等への参加を促進します。
手話への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「天理市みんなの手話言語条例」の施行に伴い、「手話」は音声言語とは異なる独自の言語体系を有する言語であり、ろう者が手話で情報を取得する権利や手話を使用する権利について理解を広めていく必要があります。各種関係機関・団体への研修会等の開催依頼など啓発活動及び施策の推進を図ります。
ボランティアの育成と活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ともに生きる地域づくりの担い手として、ボランティア入門講座や養成講座を実施し、障害のある人を含むボランティアの育成と活動支援を図ります。 ○ボランティアセンターで、ボランティア活動者の登録を行うとともに、活動の支援やボランティアを必要とする人へのコーディネートを通じて地域共生の支援を行います。また、ボランティアの研修等を行い、知識や技能の向上を図ります。 ○ボランティア活動やNPO活動、ボランティアを求める人のニーズ等に関する情報提供の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 子どもの力を育む

施策の方向（１）早期発見・早期療育と親支援

【現状と課題】

- ハイリスク妊産婦^{※P73}を早期に発見し、スムーズに支援に結び付けるために包括的な体制作りを医療機関・助産院など多機関多職種と連携し、既存システムをさらに充実させるため、検討をする必要があります。
- 乳幼児健診で経過観察や精密検査が必要と判断された児童がスムーズに医療や相談・療育につながるよう、保護者の意思決定を支援する情報や学習の場の提供を行い、保健、福祉、教育がそれぞれの役割を担いながら切れ目のない支援の充実を図る必要があります。
- 天理市子育て世代すこやかセンター「はぐ〜る」が拠点となり、天理市子ども子育て支援事業計画と整合性を持たせて成長発達や健康レベル等に応じて母親が安心して子育てできるような街づくりを推進することが必要です。また、保育士・保健師・ドゥーラ^{※P72}等が育児相談内容に応じて、関係機関と重層的に支援を行うなど、母親が安心して子育てできるような環境を整えることが必要です。

【基本方針】

- 妊婦健康診査、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施を行い、すべての妊産婦や乳幼児・児童の健康づくりや健康の学習の機会が持てるような体制の充実に努めます。
- 障害のある子どもについて情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。
- 保護者等が子育てに不安や悩みを抱えこんだり、地域で孤立することのないよう、子育てコンシェルジュ^{※P69}・子育てコーディネーター・子育て担当保育士・保健師・ドゥーラが「はぐ〜る」を拠点として関係機関や関係団体と連携し切れ目のない支援を行います。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
母子保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○妊産婦・新生児の健康の保持・増進及び疾病等の早期発見をめざして健診や面接相談、訪問指導等の充実を図ります。妊婦が主体的に妊娠中の心身の健康管理を行えるよう、妊娠の届け出を行った妊婦全員に保健師資格を持った子育てコンシェルジュが情報提供や面接を行い、相談を行います。○産後の母親が安心して育児ができるよう、ドゥーラの相談支援や産後ケア等を充実させ、健康危機が高まる時期の切れ目のない支援に努めます。

	<p>○母子保健連絡会等を通して、医療機関と切れ目ない支援をめざします。4ヶ月児・10ヶ月児・1歳9ヶ月児・3歳児で健康診査を、また、2歳児で歯科健診を行い疾病等の早期発見・早期支援に努めます。妊婦健診及び乳幼児健診の質の維持向上に努めます。</p> <p>○乳幼児健診で早期発見された疾病や発達課題等について、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が、子育て関係職員連絡会・研修会等の中で情報を共有し、個々の発達の状態に応じたきめ細かな発達支援や子育て支援を切れ目なく行えるよう支援体制の充実に努めます。</p> <p>○「はぐ〜る」と相互に連携しながら、すべての母子に対してすこやかに成長できる環境づくりに努めます。</p>
<p>保健・医療に関する 相談・支援体制の強化</p>	<p>○指導や支援が必要な乳幼児に対して、保健師等による訪問指導を行い、主体的に学習できるよう支援します。また、医療機関等との連携を強化し、相談・指導の質の充実に努めます。</p> <p>○指導や支援が必要な乳幼児に対して、親子教室や発達相談を通して発達支援を行い、必要に応じて早期に専門機関へつながるようフォロー体制の強化に努め、不安を抱える保護者が安心して育児ができるように努めます。</p> <p>○保護者同士で情報交換をしたり、悩みや不安について相談しあったり、親子同士の交流を図ることができるよう、すこやかホールでの子育て支援を行います。</p> <p>○障害があつたり、発達に遅れのある子どもの生活や発達の支援を充実するため、杉の子学級の相談支援の充実に努めるとともに、保育所や幼稚園、小学校、療育施設等との連携を強化します。</p> <p>○奈良県発達障害者支援センター「でいあ〜」等関係機関との連携を図りながら、相談の充実に努めます。また、発達課題に不安を有する保護者同士の交流や情報交換などの場や機会の提供を図ります。</p>
<p>医療的ケアが必要な障害のある子どもへの支援の充実</p>	<p>○医療的ケア及び配慮が必要な障害のある子どもを含む重度障害のある子どもに対して、子どもの状況に合わせた多様な療育を保障できるように、保健所等の支援に積極的に協力していきます。</p>

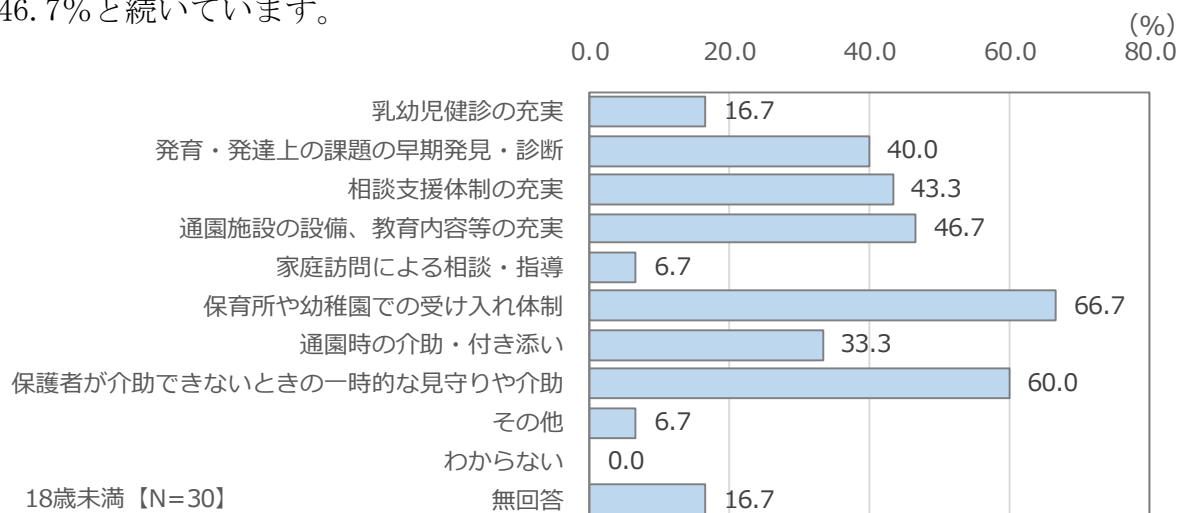
施策の方向（２）保育・療育及び障害のある子どもに対する支援の充実

【現状と課題】

- 保育所では、障害児担当保育士を配置し、障害児保育に取り組んでいます。保育士の資質向上のため、障害児担当保育士会で講師を招いたり、担当保育士同士の意見交換を図る等の研修会を設け、子どもの発達理解に努めています。
- 保育所において、障害児加配が配置されている子どもはもちろんのこと、発達上課題があると思われる子どもについても保護者同意のもと、巡回相談で発達検査を行い、心理相談員よりクラス担任及び保護者にカンファレンス^{※P68}を実施、各関係機関と連携を図りながら支援をしています。また、就学に向け教育相談を勧め、小学校との連携を図っています。
- 幼稚園では、支援を要する幼児の発達理解をめざし、教職員の資質向上と環境や援助の工夫に努めています。特別な支援を必要とする幼児や子供に悩む保護者が増加傾向にあり、講師の指導助言や教育相談後のカンファレンスを実際の保育に生かせるように教員の力量を高めることが課題です。
- 幼稚園においては、特別支援担当教員の増員を図り、支援の充実に取り組んでいます。また、保育士の資質向上の為、市全体研修として各所属別に講師を招いて研修をしたり、障害児担当同士の交流研修を設け、お互いの学びにつないでいます。研修時間の確保も検討しながら、より充実した取組が必要です。
- 一人ひとりの子どもの成長発達に応じ、保護者の同意を得ながら保健センターから保育所・杉の子学級・幼稚園・小学校へと支援の在り方や療育体制の構築を進めています。
- 幼稚園において「個別の指導計画^{※P69}」及び「個別の教育支援計画^{※P69}」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うとともに、支援の継続を図っています。

《アンケート調査結果から》

小学校入学前の障害のある子どもに対して、心配に思うことや特に重要だと思うことについて、「保育所や幼稚園での受け入れ体制」が最も多く 66.7%、次いで「保護者が介助できないときの一時的な見守りや介助」が 60.0%、「通園施設の設備、教育内容等の充実」が 46.7%と続いています。



【基本方針】

- 障害のある子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障害のある子どもが円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために「優先利用」の対象として周知するなど必要な支援を行います。
- 障害のある子どもを受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障害児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等により、障害のある子どもの保育所での受入れを促進します。
- 障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関間で共有するなど、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。
- 「児童福祉法」に基づき、障害のある子どもに対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、「障害者総合支援法」に基づき、居宅介護、短期入所、障害のある子どもを一時的に預かって見守る日中一時支援事業^{※P73}等を提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、障害のある子どもの発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等を適切に提供します。さらに、医療的ケアが必要な障害のある子どもについては、地域において包括的な支援が受けられるように、保健、医療、福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
医療、保健、福祉等との連携強化	<p>○早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>○就学前保育・教育における発達上の課題認識と指導の充実を図るため、教育相談活動の推進に努めるとともに、支援を要する幼児への指導が就学後も継続していけるよう、関係機関、小学校等との連携に努めます。</p>
療育・教育・保育を支援する体制の推進	<p>○低年齢から保育所に入所する障害のある子どもや発達上の支援を必要としている子どもに対する障害児保育の充実を図り、リハビリセンター^{※P74}をはじめ、関係機関との連携により早期対応に努めます。また、保育所においても、障害のある子どもや発達上の支援及び配慮を必要としている子どもの早期発見に努めます。</p> <p>○幼稚園では、支援を要する幼児の受け入れについて、教職員が一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、周りの幼児との暮らしの中で自分らしさや良さが発揮できるよう、環境や援助の工夫に努めます。</p> <p>○障害のある子どもが、通園施設や保育所、幼稚園、学校等どこに通っていても、発達状況や家庭環境等に応じて、一人ひとりきめ細かな相談・指導・訓練等必要な支援に結びつけられるよう関係機関・関係部署の連携を密にし、支援のあり方、療育体制の構築を進めます。</p> <p>○保護者の同意を基に、巡回相談を充実させ、必要な訓練や療育に結びつけられるよう、関係機関と連携を密にし、充実を図ります。</p>

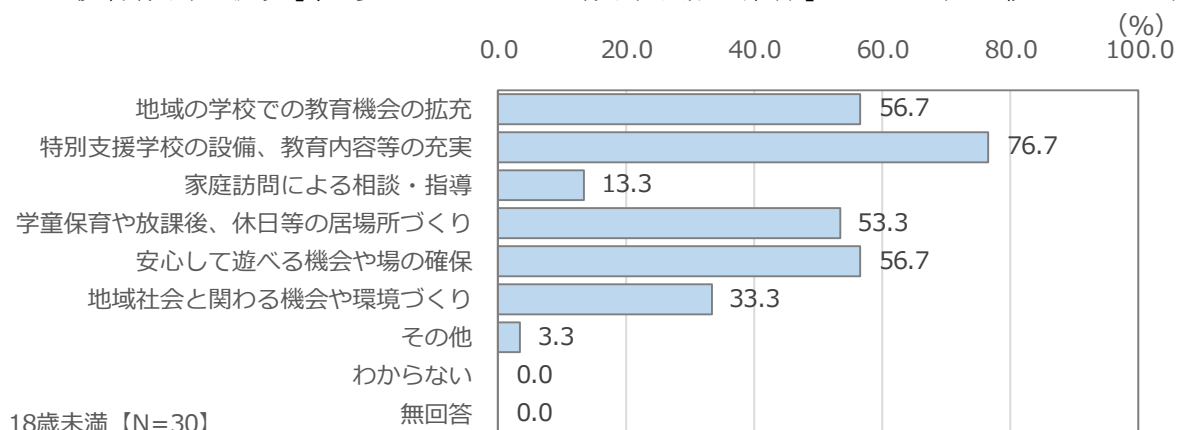
施策の方向（3）障害のある人を包容するあらゆる段階の教育制度の推進

【現状と課題】

- 小中学校において「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うとともに、支援の継続を図っています。
- 小中学校においては、スクールサポート^{※P71}の増員を図り、支援の充実に取り組んでいます。また、保育士の資質向上の為、市全体研修として各所属別に講師を招いて研修をしたり、障害児担当同士の交流研修を設け、お互いの学びにつないでいます。研修時間の確保も検討しながら、より充実した取組が必要です。
- 小学校においては、通級^{※P72}児童の増加に伴い教室増と教員の配置増が望まれます。
- 医療的ケアを必要とする児童・生徒について、幼児児童生徒が安心して園生活、学校生活を送れるように、医療、福祉等の関係機関との連携に努めています。また、速やかに対応できるように、教職員間での共通理解と行動マニュアル作成にも努めています。
- 盲学校と連携し、視覚に障害のある児童生徒への具体的な支援について研修をしています。
- 就学に係る教育相談件数は増加傾向にありますが、関係機関との連携を図りながら丁寧で適正な就学指導を行うことを課題としています。
- 学校卒業時において、義務教育卒業後の進路について、学校見学や体験学習、進路情報の収集・提供などの充実に図り、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな進路指導に取り組んでいます。また、職場体験やキャリア教育^{※P68}の充実に取り組み、将来の就労に向けての意識啓発に努めています。併せて、卒業してからの支援として、障害のある人の就労、雇用に向けた協議をする場として、自立支援協議会^{※P69}の就労部会を開催し、障害者就業・生活支援センター^{※P70}や市内の就学支援事業所と連携し、就労へとつなげる取組を行っています。
- 軽度の障害を持ち支援学級に入級している子どもについても保護者の就労に伴い、すでに学童保育所に入所している状況となっています。

《アンケート調査結果から》

学校入学以降の障害のある子どもに対して、心配に思うことや特に重要だと思うことについて、「特別支援学校の設備、教育内容等の充実」が最も多く76.7%、次いで「地域の学校での教育機会の拡充」、「安心して遊べる機会や場の確保」が56.7%と続いています。



《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

- 障害のある人とない人が一緒に学ぶ「インクルーシブ教育^{※P68}」は、そこで起こるいろいろな問題に、どのように解決していくかを、子どもたちが学んでいく場であり、教員も考え学んでいく場だと思うが、精神疾患のように、目に見えない障害は、なかなか気づかれにくく、また認めがたいものです。知識として理解するだけでなく、当事者や家族や支援者の話を聞く、施設見学などの機会を持つことが重要と思われまます。
- 市内の小・中学校ですべての児童・生徒が、言語としての「手話」を学ぶ授業を取り入れることで、聞こえない子どもも一緒に学ぶことができるのではないのでしょうか。
- 幼少期より一緒に大きくなることにより、子どもたちは障害の子どもを自然に受け入れ、それがあたり前と考えられるようになり、また、それが親の理解へと結びつくと思います。

【基本方針】

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備^{※P68}を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒が、ICT^{※P68}等の活用を含め合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにします。こうしたことを通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるような条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に答える指導を受けることのできる、包容する仕組みの整備を推進します。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障害のある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見等のための適切な措置を講じるとともに、障害の社会モデル^{※P71}を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会をめざします。
- 障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を行います。
- 各学校における障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供にあたっては、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や長期入院を余儀なくされている幼児児童生徒が教育を受けたり、他の幼児児童生徒と共に学んだりする機会を確保するための施策の充実に努めます。

○障害のある人が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
児童・生徒の特性に応じた切れ目のない指導・支援体制の充実	<p>○教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等の連携強化を図り、障害のある子どもの一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の支援計画の策定と活用を図ります。</p> <p>○適正な就学を推進するため、関係機関との連携を図り、情報提供や相談・指導の充実を図ります。</p> <p>○医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育の充実を図るため、医療、福祉等の関係機関との連携強化に努め、教職員間での共通理解とマニュアル作成にも努めます。</p>
福祉教育や交流教育の推進	<p>○障害や障害のある人に関する正しい知識の普及や理解を促進するため、療育施設や特別支援学校との交流会や体験活動等福祉教育や交流教育を推進します。</p>
卒業後の支援の充実	<p>○義務教育卒業後の進路について、特別支援学校等関係機関との連携を図り、学校見学や体験学習、進路情報の収集・提供など、一人ひとりの特性に対応したきめ細かな進路相談の実施等、進路指導の充実を図ります。</p> <p>○関係機関や事業所等障害者施設、企業等の連携の下に、職場体験や高校・大学体験などのキャリア教育の充実を図るとともに、受け入れ先の職場や高校・大学などに対する啓発に努めます。</p> <p>○自立支援協議会の就労部会や事業所等障害者施設、企業等の連携の下に、学校卒業後の就職先の確保や開拓の方法について協議・検討します</p>
教員研修の充実	<p>○特別支援教育^{※P72}に携わる教員の専門性の向上を図るため、県とも連携しながら、教員研修の充実を図ります。また、発達障害を含む障害のある子どもに対して適切な支援を行うため、専門的知識や経験を有する外部専門家が教員に適切な指導・助言が行えるよう、外部専門家の活用を促進し、研修機会の充実を図ります。</p>
保護者が就労している障害のある子どもに対する支援の充実	<p>○保護者が就労している障害のある子どものうち、軽度の障害のある子どもが学童保育所に入所できる体制の整備に努めます。また、日中一時支援事業について、身近で利用しやすくなるよう、実施事業所の確保に努めます。</p>

施策の方向（４）教育環境の整備

【現状と課題】

- 丹波市小学校、前栽小学校に加え、平成 29 年度より西中学校に通級指導教室を開設しました。
- 学校施設の充実とバリアフリー化の整備・充実が必要です。

【基本方針】

- 障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、すべての学校、すべての学級に在籍することを前提に、すべての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、管理職を含む、すべての教員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進します。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備や地域における障害のある幼児児童生徒の支援強化に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。
- 障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進にあたってのコミュニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーション I C T の活用も含め、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進します。
- 学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進します。特に、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小中学校施設のバリアフリー化やトイレの洋式化については、学校設置者の要望を踏まえて、必要な支援に努めます。
- 障害のある幼児児童生徒の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実に努めるとともに、各地域における教育と福祉部局との連携を促します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
通級指導教室の推進	○市内いずれの学校からも通級できる通級指導教室を設置するなど、障害の状況や学習課題に対応した学習が可能な体制の充実に努めます。
特別支援教育の体制の整備	○市内の幼稚園及び小中学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした校（園）内支援委員会を定期的で開催し、特別な教育的ニーズをもつ子どもの実態を全職員で共通理解し、個々に応じた支援を進めていきます。
コミュニケーション I C T 活用の検討	○子ども一人ひとりの学び方の違いや特性を考慮し、I C T 機器を効果的に活用した学習を進めていきます。
学校施設のバリアフリーの推進	○障害のある子どもの教育の充実に図るため、また、安全・快適に学校生活が送れるよう、学校施設や設備の耐震化やバリアフリー化等整備・充実を図ります。

基本目標Ⅲ 自立した生活を支える

施策の方向（１）アクセスしやすい情報の収集と提供の充実

【現状と課題】

- 「障害福祉のご案内」をホームページに掲載していますが、ネット環境が整っていない市民への情報提供の方法が課題です。
- 「声の広報」のテープの送付は実施していますが、今後は媒体をカセットテープから他のものへの移行もしなければなりません。

《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

- 今はインターネットやスマートフォン^{※P70}で、いろいろな情報がすぐ手に入るようになったが、実体験や悩みを語り合うこと、共感することの重要性はより増していると思います。
- 手話を第1言語とするろう者のため、手話での情報発信を増やしてほしいです。
- 日本語の文章の理解が難しいろう者も多く、日本語と同じように手話で情報にアクセスできる方法を考えてほしいです。
- 視覚障害のある人は見てとれないので、情報の発信がつかみきれないし、伝えることもできにくいです。とにかく情報が入ってこないで、点字や音声にしてほしいです。

【基本方針】

- 必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある人に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害のある人が利用しやすい放送・出版の普及等のさまざまな取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
情報入手支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の情報入手を支援するため、「テープ天理」、点訳サークル「さくら」等のボランティア団体等との連携を図り、音声や活字資料の点訳、音訳などを進めます。 ○障害のある人などがホームページ等を利用しやすいように、情報のバリアフリー化を進めます。 ○ろう者が情報を取得しやすいように、手話通訳がより活用しやすい環境を作ります。 ○障害のある人のコミュニケーションや情報の伝達を容易にするため、視覚障害者用活字文書読み上げ装置等日常生活用具の給付について周知を行い、利用を促進します。
わかりやすい情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人やその家族に対して保健、医療、福祉の情報提供のため、「暮らしのガイドブック」や「福祉のしおり」等の内容を充実するとともに、市ホームページや広報紙「町から町へ」、パンフレットなどを活用し、必要な情報の提供をわかりやすい表現等で行います。 ○「声の広報」の内容の充実を図るとともに、印刷媒体の点字化、ファックスやパソコンといった通信機器を利用した情報の提供など、視覚障害のある人や聴覚障害のある人などに対し、利用者のニーズに応じた柔軟な情報が提供できるよう、体制整備に努めます。 ○社会福祉協議会や相談支援センター等との連携を図り、ボランティア団体や地域団体等が提供する地域福祉情報等の提供についても、インターネット等の活用と合わせて検討します。

施策の方向（２）意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- 支援を必要とされる人のための人材育成・確保のため、手話奉仕員養成講座（毎年開催）、聞こえのサポーター^{※P68}養成講座（隔年開催）、点訳奉仕員養成講座（隔年開催）、音訳奉仕員養成講座（隔年開催）を実施しています。
- 市役所窓口での対応の円滑化を図るため、市職員を対象にした手話講座を開催しています。

《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

○携帯電話やインターネットの普及により、大量の情報があふれているようですが、高齢者や障害のある人に、その中の必要な情報が行き渡っているとは思えません。文章にカタカナ語が氾濫しており、その意味がわからなければ、情報難民となってしまいます。情報は誰にとってもわかりやすい言葉で伝えるべきだと思います。それであれば意思疎通もできないのではないのでしょうか。

【基本方針】

- 障害のある人が、さまざまな情報にアクセスでき、その情報を活用して自己選択、自己決定ができるように人材養成や環境整備に努めます。
- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、点訳による支援を行うとともに、手話通訳者、点訳奉仕員、音訳奉仕員等の養成講座等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実します。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、障害のある人等と連携してニーズを踏まえた支援の促進を図ります。
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。
- 各行政機関等における事務・事業の実施にあたっては、「障害者差別解消法」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、「天理市みんなの手話言語条例」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を着実に進めます。
- 行政機関の職員等に対する障害のある人に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実	<p>○聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のコミュニケーション支援を図るため、手話通訳者の派遣の充実を図ります。</p> <p>○要約筆記者派遣事業については、ニーズに対応できるよう、要約筆記者の派遣の充実を図ります。</p>
奉仕員養成講座の推進	<p>○聴覚障害のある人や視覚障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員、聞こえのサポーター、点訳奉仕員、音訳奉仕員などの養成を行います。</p>
窓口等における配慮の徹底	<p>○市役所窓口での対応の円滑化を図るため、職員が手話等で対応できるよう研修を進めるとともに、他の公共施設や民間の公共的施設の窓口で聴覚障害のある人に対する対応が円滑に行えるよう調整に努めます。</p>
「天理市みんなの手話言語条例」に基づく取組	<p>○「天理市みんなの手話言語条例」に基づき、関係者と協議、連携を図りながら、小学生を対象とした手話講座などの施策を行い、理解促進を図ります。</p>

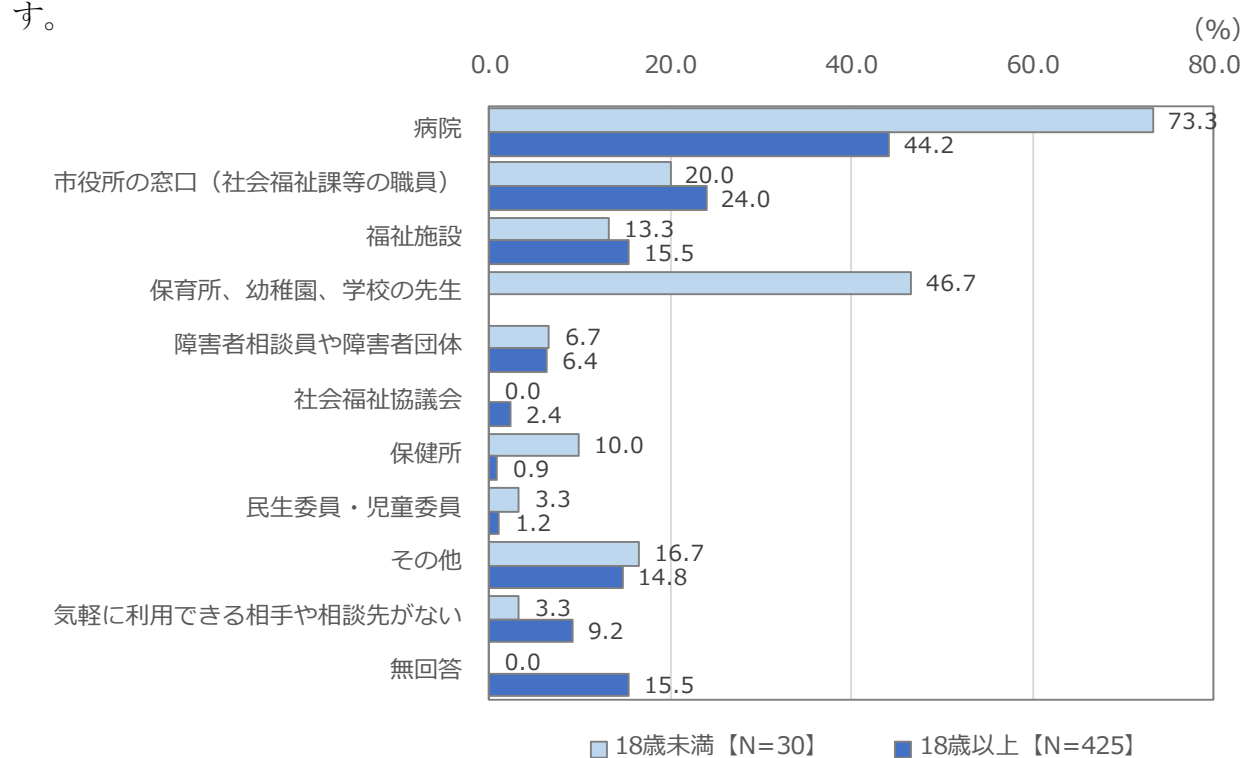
施策の方向（3）相談支援体制の充実

【現状課題】

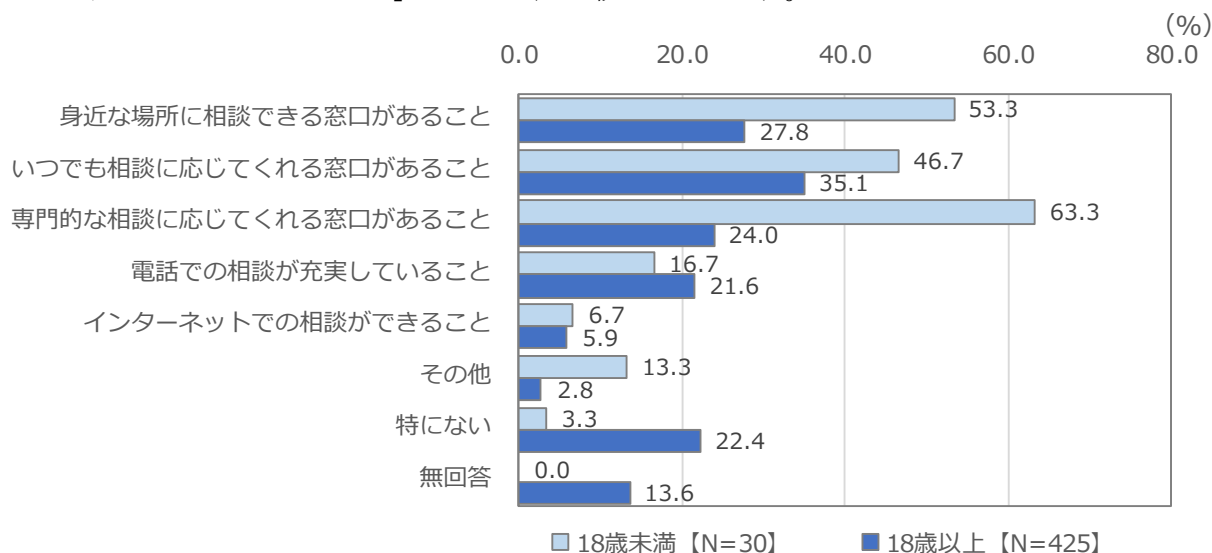
- 保健、医療、福祉、教育、就労、生涯学習など、多分野にわたる施策・事業については、必要に応じてケース会議を行い、関係部局と連携を図っていますが、相談内容が多岐にわたっており、その対応が必要です。
- 自立支援協議会の全体会を年1回開催するとともに、2ヶ月に1回調整会議を行い、相談支援事業^{※P71}の運営評価を行っています。平成28年度から相談支援連絡会を開催し、相談支援事業所の相談員が集まり、情報連携及びスキルアップを図っています。

《アンケート調査結果から》

障害や生活などについて相談している先について、18歳未満では、「病院」が最も多く73.3%、次いで「保育所、幼稚園、学校の先生」が46.7%、「市役所の窓口（社会福祉課等の職員）」が20.0%と続いており、18歳以上では、「病院」が最も多く44.2%、次いで「市役所の窓口（社会福祉課等の職員）」が24.0%、「福祉施設」が15.5%と続いています。



どのような条件であれば、相談しやすいと感じるかについて、18歳未満では、「専門的な相談に応じてくれる窓口があること」が最も多く63.3%、「身近な場所に相談できる窓口があること」が53.3%、「いつでも相談に応じてくれる窓口があること」が46.7%と続いており、18歳以上では、「いつでも相談に応じてくれる窓口があること」が最も多く35.1%、次いで「身近な場所に相談できる窓口があること」が27.8%、「専門的な相談に応じてくれる窓口があること」が24.0%と続いています。



《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

○親の高齢化が進み、親亡き後の子どもたちが地域で今までと同じように暮らせるよう、一貫して相談・支援してくれる体制の確立を望みます。

【基本方針】

- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、さまざまな障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。
- 関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、障害のある人等への支援体制の整備を進めます。
- 「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、「障害者虐待防止法」の適切な運用を通じ、障害者虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に取り組めます。
- 相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害のある人が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。
- 家族と暮らす障害のある人について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
相談支援体制の整備	<p>○保健、医療、福祉、教育、就労、生涯学習など、多分野にわたる施策・事業などの相談についての対応を、総合的に行えるように、庁内関係部局の連携を図るとともに、さまざまな状況の障害のある人が気軽に相談や情報提供が受けられるように、手話の習得、プライバシーに配慮した対応やそのための相談場所の確保などに努めます。</p>
相談窓口機能の強化	<p>○障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な支援を行えるように、地域での相談拠点として相談支援事業所を設置し、その周知を行い、利用促進を図るとともに、市と相談支援事業所あるいは相談支援事業所同士の連携を密にし、情報を共有するなど、相談窓口機能の強化を図ります。</p>
相談支援事業の推進	<p>○障害のある人や家族のさまざまな相談に対して、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連携や権利擁護のための必要な支援を行う相談支援事業を進めます。また、相談支援事業の運営評価を行います。</p> <p>○相談支援事業所の相談員が集まり、情報連携及び研修等でスキルアップを図ります。</p>

施策の方向（４）保健・医療の充実

【現状と課題】

- 精神障害のある人の緊急時の医療対応については、保健所が担っており、医療機関とともに市も連携し行っています。また、自立支援協議会の精神障害者部会を２ヶ月に１回開催し、支援の充実に努めていますが、医療が必要なケースへの対応が困難な状況にあります。
- 自立支援医療（精神通院）及び精神障害者医療費助成事業^{※P70}を実施しています。
- 高齢者の要介護状態^{※P74}の予防のための介護予防教室の開催や、高齢者の健康維持・向上につながる地域サロン^{※P72}などの住民主体の通いの場の創造を支援しています。

《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

- 保健センターに精神保健福祉士を配置し、保健師の人に精神疾患についての研鑽を積んで、支援の質を高めてほしいです。
- 市立メディカルセンターに、精神科・心療内科を設置し、誰でも気軽に受診できるようにしてほしいです。

【基本方針】

- 精神障害のある人及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。
- 精神障害のある人の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、働くことを含めた、精神障害のある人の退院後の支援に係る取組を行います。
- 障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実に図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 「障害者総合支援法」に基づき、障害のある人等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費）の助成を行います。
- 障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健、医療、福祉事業者間の連携を図ります。
- 難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図ります。
- 生活習慣病^{※P71}を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、各種健（検）診・保健指導の実施等に取り組みます。
- 医療的ケアを必要とする在宅の障害のある人や子ども、乳幼児について、医療機関をはじめ保健、福祉、教育などの部署や機関と緊密に連携を図り、さまざまな観点から支援していきます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
精神障害のある人に対する相談体制の充実	<p>○精神障害のある人の緊急時の医療対応や支援にあたっては、保健所や主治医と連携し日中の活動の場から就労まで、社会復帰に向けて支援の充実に努めます。併せて、自立支援協議会の精神障害者部会を開催し、支援の充実に向け協議・検討を行います。</p> <p>○市民が気軽にストレスや悩み、また心の病気について相談できる場の提供に努めます。精神保健福祉士及び保健師、関係機関が連携し、患者や家族が病態を正しく理解し、いきいきとした生活を送れるよう、支援に努めます。</p>
医療費助成制度等の周知	<p>○障害の軽減、回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する自立支援医療（精神通院）及び精神障害者医療費助成の円滑な実施に努めます。</p>
難病患者等への障害福祉サービスの情報提供の充実	<p>○平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、障害のある人の範囲に「難病等」が加わり、平成 29 年 4 月 1 日から障害福祉サービス等の対象となる疾病が 358 疾病に拡大されました。対象者は身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となるため、該当者に対する情報提供の充実に図ります。</p>
健康づくりの推進	<p>○健康づくりを若年期から高齢期に至るまでの連続したものとしてとらえる概念を基本として、市民一人ひとりが生涯を通じて生活習慣病の予防、要介護状態の予防につなげられるように、生活習慣改善のための自己管理の支援を行います。</p> <p>○健康づくり・閉じこもり防止を目的としたふれあい活動やレクリエーション活動など、地域における自主グループや団体の活動を支援し、生活の活性化を図ることで介護予防につなげます。</p> <p>○偏った栄養による肥満、朝食欠食率の増加、加工食品や特定食品への過度の依存など、食生活をめぐるさまざまな問題に、健やかな心と体の保持・増進を図るため、栄養バランスのとれた適切な食生活を支援します。</p> <p>○健康の保持・増進、疾病の悪化防止を進めるため、健康手帳の活用や健康教育、健康相談、各種健（検）診、訪問指導、予防接種等保健サービスの充実に図ります。</p>
在宅医療体制の充実	<p>○医療的ケアを必要とする在宅の障害のある人について、保健所や医療機関と連絡をとり、保健医療サービスが、地域の中で一体的・連続的に受けることができるように、保健、医療、福祉体制の構築整備を図り、安心して暮らすことができるようにします。</p>

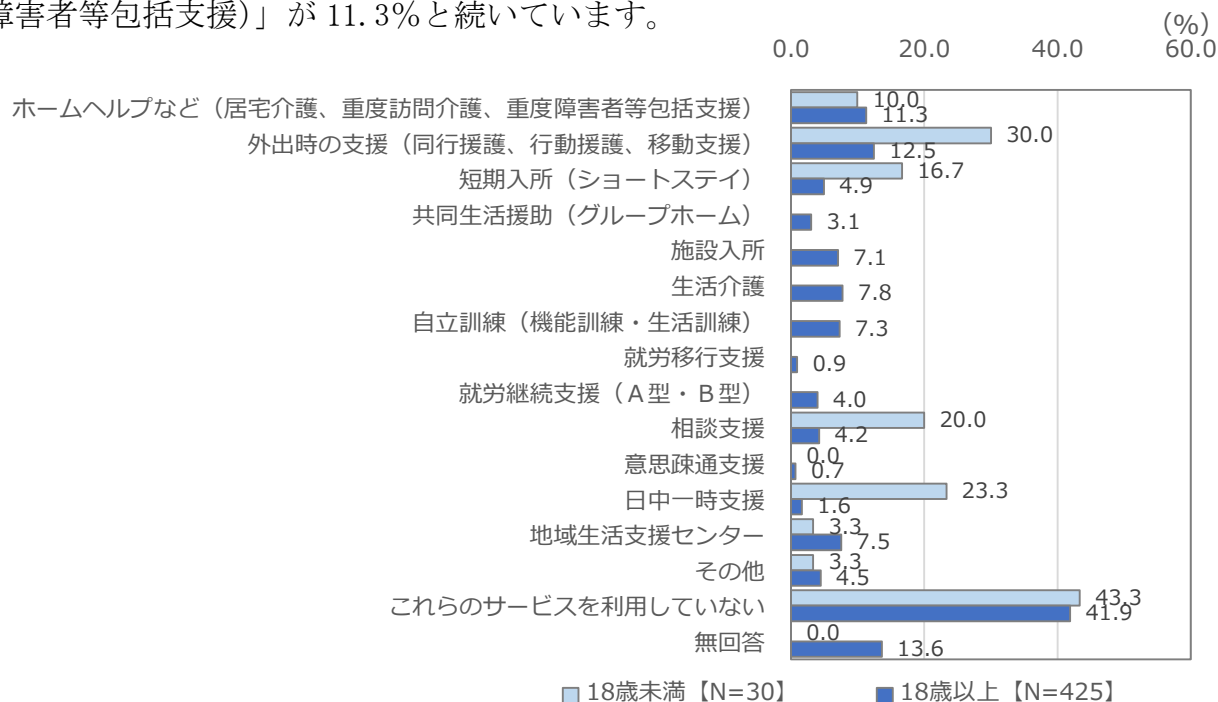
施策の方向（５）充実した障害福祉サービスの確保と提供

【現状と課題】

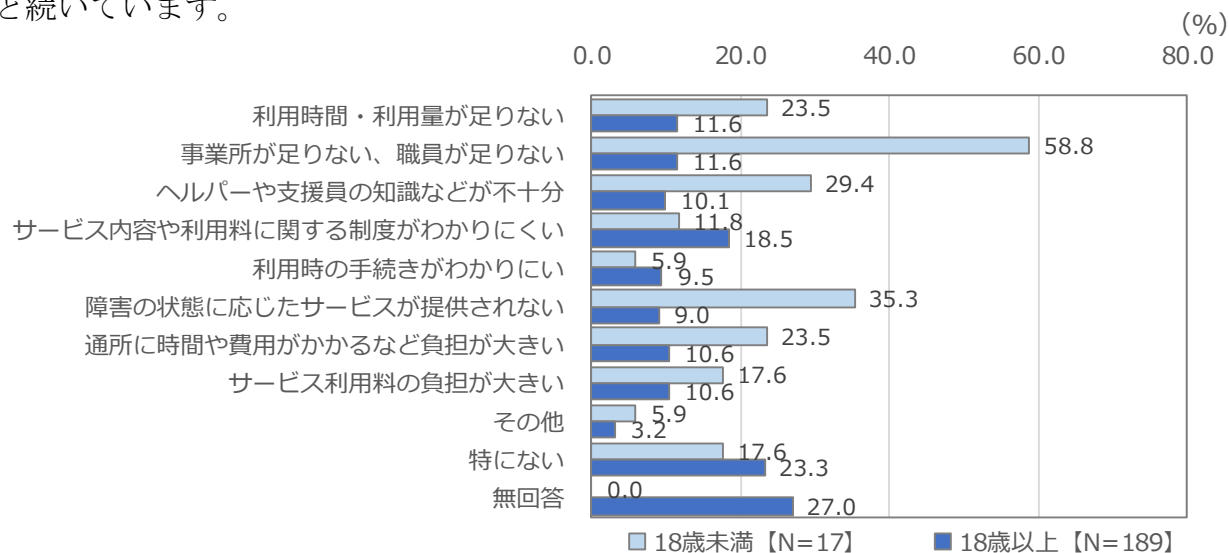
- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、自立支援協議会の全体会や調整会議で協議をしています。
- 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるように、必要に応じて関係機関と連携していますが、すべてのケースに対してのサービス調整会議が必要になります。

《アンケート調査結果から》

利用している障害福祉に関するサービスについて、18歳未満では、「これらのサービスを利用していない」が最も多く 43.3%、次いで「外出時の支援（同行援護、行動援護、移動支援）」が 30.0%、「日中一時支援」が 23.3%と続いており、18歳以上では、「これらのサービスを利用していない」が最も多く 41.9%、次いで「外出時の支援（同行援護、行動援護、移動支援）」が 12.5%、「ホームヘルプなど（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援）」が 11.3%と続いています。



障害福祉に関するサービスを利用している人に、障害福祉に関するサービスを利用して思うことについて聞いたところ、18歳未満では、「事業所が足りない、職員が足りない」が最も多く58.8%、「障害の状態に応じたサービスが提供されない」が35.3%、「ヘルパーや支援員の知識などが不十分」が29.4%と続いており、18歳以上では、「特にない」が最も多く23.3%、次いで「サービス内容や利用料に関する制度がわかりにくい」が18.5%と続いています。



《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

○多くの場合、親の意思で物事の決定をしていたことが多いと思われます。今、障害のある人が「自分たちのことは自分たちで決めたい」と言っています。この気持ちを大切に、相談ができる専門相談員が必要です。

【基本方針】

- 障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害のある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。
- 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域生活を支援するために地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進します。
- 地域で生活する障害のある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等^{※P72}の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。
- 地域生活への移行を進める観点から、障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行

支援や地域で生活する障害のある人の支援を推進し、また、障害のある人の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度の障害のある人にも対応した体制の充実を図ります。

- 精神障害のある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場及び住まい（医療を受けられる環境の整備を含む）の確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- 障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めます。また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドライン^{※P68}の普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。また、成年後見制度^{※P71}の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
障害福祉サービスの質の向上	<p>○障害のある人が、在宅で安心して暮らしていけるよう、個々の障害に応じて、居宅介護、重度訪問介護、行動援護等障害福祉サービスの質的な向上を図りながら、障害の種別や程度に応じて適切な提供を図ります。また、サービス提供事業者の自主的な評価を促進します。併せて、自立支援協議会の全体会や調整会議等での協議を深めていきます。</p>
障害福祉サービスの質の確保	<p>○サービス事業者や奈良県社会福祉協議会等関係機関との連携を図りながら、障害福祉サービスに関する苦情解決に向けての相談、助言等適切な対応を図ります。</p> <p>○障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるように、障害福祉サービスのみならず、地域生活支援事業、保健や医療サービス等必要なサービスやボランティア等を活用できるように、関係課や関係機関と連携していきます。</p> <p>○障害のある人一人ひとりの状況に応じて必要かつ効果的なサービスが提供できるように、障害者ケアマネジメント^{※P69}の導入と適切なケアプランの作成を求めています。</p> <p>○難病患者等の居宅生活支援について、居宅介護サービスや日常生活用具の給付事業等の充実を図ります。</p> <p>○障害のある人の自立と社会参加を促進し、家族等の介護負担の軽減を図るため、社会福祉法人やNPO法人、障害者団体等と連携し、日中活動系サービスの充実に努めます。</p>

施策の方向（6）権利擁護の推進及び虐待の防止

【現状と課題】

- 障害のある人の権利を守るために必要な支援・援助を行うための協議の場として設置している自立支援協議会の権利擁護部会において、障害者虐待防止の啓発チラシの作成と配布、権利擁護についての研修を実施しています。今後は、一般市民への参加がしやすい研修への方法を検討する必要があります。
- 障害福祉サービスが十分に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、支援の必要な人に対して、日常生活自立支援事業^{※P73}の活用を案内しています。
- 社会福祉協議会と連携を図り、必要に応じて成年後見制度の案内や具体的な支援を行っています。

【基本方針】

- 障害のある人本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- 知的障害のある人又は精神障害のある人により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。
- 「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、「障害者虐待防止法」の適切な運用を通じ、障害者虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に取り組めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
権利擁護のための制度等の周知及び利用支援の充実	<p>○障害福祉サービスが十分に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が不十分な障害のある人を対象に、社会福祉協議会と連携し福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理、書類預かりサービスなどの日常生活自立支援事業の利用を促進します。</p> <p>○地域包括支援センター^{※P72}や社会福祉協議会、県や関係機関等との連携を図り、判断能力が不十分な障害のある人の権利を守るため、財産管理や身上監護（身の回りの世話の手配など）に関する契約などを援助する成年後見制度について、市が窓口となり後見開始等の審判申立を行うとともに、相談及び利用支援を行います。</p>
権利を擁護する取組の推進	<p>○人権擁護委員^{※P71}や民生委員・児童委員など身近な相談者を対象に、障害のある人の人権問題や権利擁護のための制度、事業等についての研修の充実を図ります。また、自立支援協議会の権利擁護部会等において、チラシの配布等啓発活動の推進を図ります。</p>
虐待防止の推進	<p>○障害のある人に対する虐待を防止するため、関係機関や団体等との連携体制及び具体的な対応について検討を進めます。</p>

基本目標Ⅳ 自分を生かしながら過ごせる場所をつくる

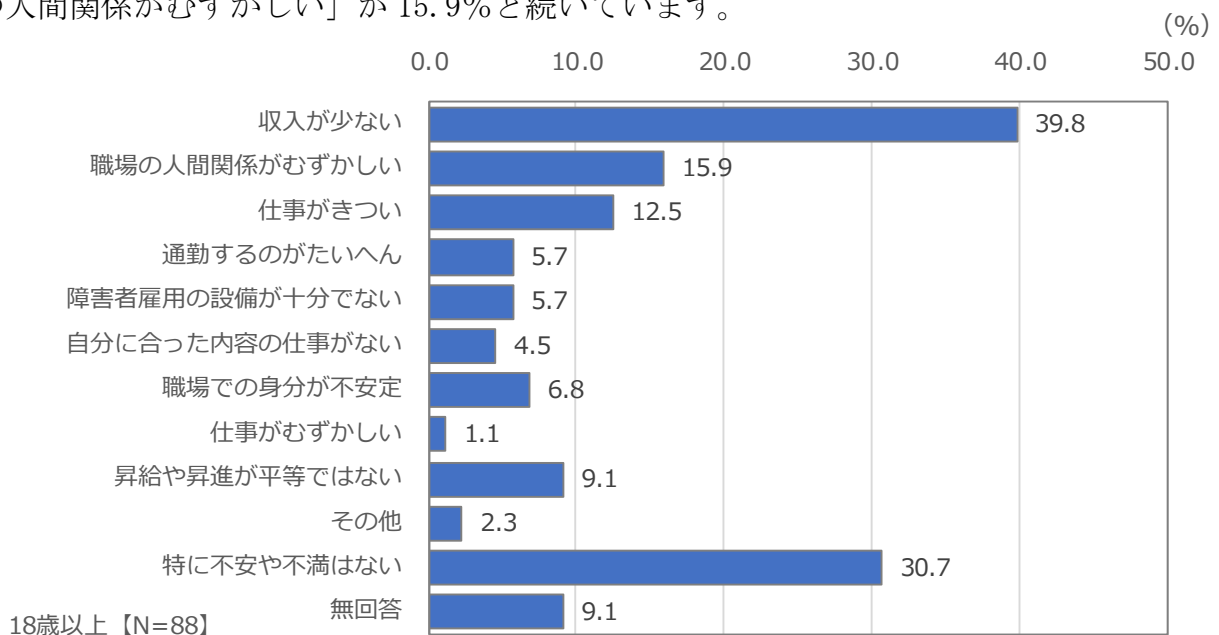
施策の方向（１）就労支援・雇用促進

【現状と課題】

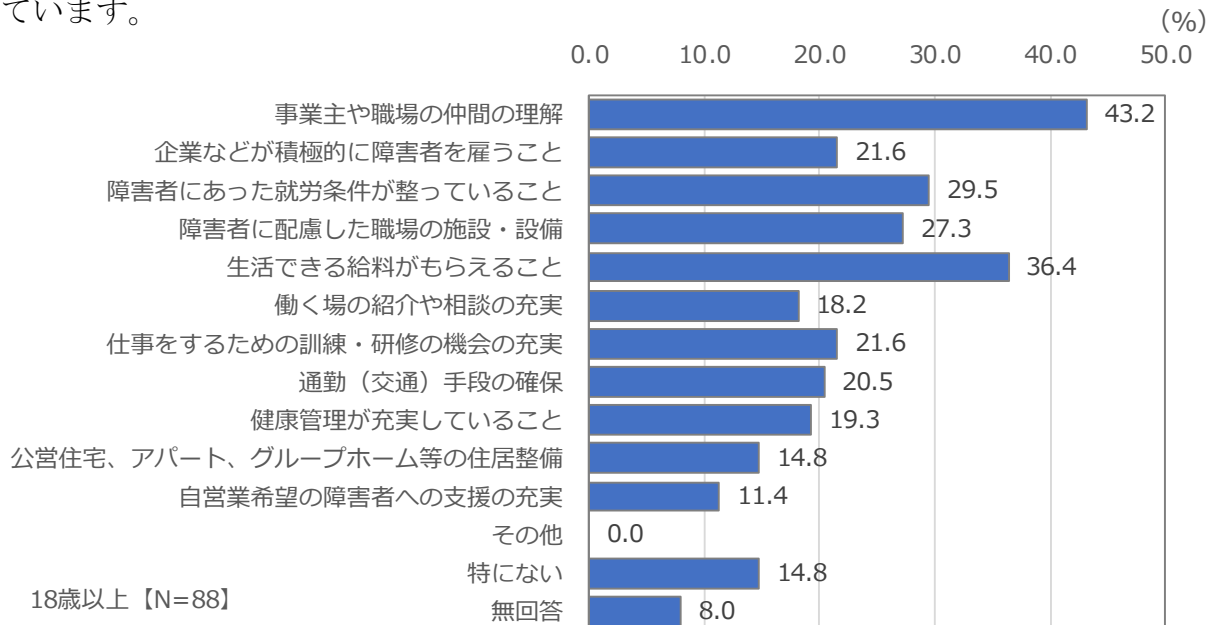
- 市役所をはじめ公共機関等における障害のある人の法定雇用率は上回っており、障害のある人の雇用も行っていきます。
- 障害者福祉施設において、作業の受注機会が少なく、請負作業も対価が低く工賃と障害年金だけでは十分な生活ができていないのが現状です。「障害者優先調達推進法」に基づいて市の調達方針を策定・公表し、市が発注する物品や役務について、障害者施設等への発注額の目標を定めるとともに、障害者施設等が提供する物品や役務の一覧を作成・公表し、受注の拡大に努める必要があります。
- 身体障害のある人と知的・精神障害のある人の部に分けた、障害者パソコン教室を開催しています。
- 個々のケースを通じて、天理市しごとセンターや公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援につなげています。就労支援事業所を利用しながら就職に結びつくための支援を行っているケースも増えてきています。今後更なる一般就労に向けた支援を強化していくためには、福祉、教育、保健、医療、労働等の関係機関と障害者施設とのネットワークの構築や商工会等の経済団体との連携を図っていく必要があります。

《アンケート調査結果から》

18歳以上の働いている人に、働くうえで不安や不満に思うことについて聞いたところ、「収入が少ない」が最も多く39.8%、次いで「特に不安や不満はない」が30.7%、「職場の人間関係がむずかしい」が15.9%と続いています。



18歳以上の働いている人に、どのような条件であれば働きやすいと思うかについて聞いたところ、「事業主や職場の仲間の理解」が最も多く43.2%、次いで「生活できる給料がもらえること」が36.4%、「障害者にあった就労条件が整っていること」が29.5%と続いています。



《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

- 市庁舎の中や市の施設で、障害のある人ができる仕事（掃除等）を作ってほしいです。
- 地域での自立生活を可能にするためには、所得保障は不可欠な要素であり、賃金補填等、政策的課題の分析検証が求められます。

【基本方針】

- 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、天理市しごとセンターやハローワーク、地域障害者職業センター^{※P72}、障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。
- 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害のある人については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。
- 障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を運用し、経済的自立を支援します。また、受給資格を有する障害のある人が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組めます。
- 「障害者雇用促進法」に基づく障害者雇用率制度を中心に、障害者雇用の促進を図ります。

- 多様な障害の特性に応じた支援の充実・強化を図るとともに、採用後に障害を有することとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じます。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
一般就労を推進するための体制整備	○就労支援事業所の事業振興の支援に努めるとともに、「障害者総合支援法」に基づく自立訓練給付の就労移行支援等の利用を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へと円滑に移行できるように、サービス事業者による事業を支援していきます。また、自立支援協議会の就労部会を開催し、協議を図ります。
就労支援機関との連携強化	○天理市しごとセンターやハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携を図り、障害のある人に対する雇用相談や技術習得、雇用体験等の機会の提供に努めます。 ○障害のある人の雇用を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるように、ハローワークや商工会等関係機関、障害者施設等との連携を強化し、障害者雇用や就労支援ネットワークの確立に努めます。 ○就労支援の一環として、ふれあいセンターにおいて、障害のある人のパソコン教室を開催します。
障害者雇用の促進	○市役所をはじめ公共機関等における障害者法定雇用率を遵守し、障害のある人の雇用に努めていきます。
「障害者優先調達推進法」に基づく優先調達の推進	○障害者就労施設等からの物品または役務の調達について、調達目標金額を設定しながら、自立支援協議会の就労部会での協議や市所管課へ物品・役務の案内啓発を図っていきます。
テレワークにおける就労促進	○天理市産業振興館（テレワークセンター）を拠点にして、障害のある人がテレワークでの就労につながるよう支援・育成を行います。また、テレワークを支援する機関・仕組みを整備していきます。

施策の方向（２）生涯を通じた多様な学習やスポーツ等の促進

【現状と課題】

- 障害者ふれあいセンターにおいて、音楽教室、陶芸教室、書道教室、セミナー等を開催しています。
- 障害のある人とない人との交流の場として、ふれあい交流会や障害者（児）家族の集い「はばたき祭」、合同レクリエーションを開催しています。

《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

- 公民館などで地域の障害のある人向けに、レクリエーションリーダーが教えて活動する企画があればと思います。
- ふれあいセンターで、障害のある人の芸術活動の講座が開かれていますが、市内にあと1か所でも、北側地域に障害のある人が入れる講座の公民館があれば、利用しやすいと思います。

【基本方針】

- 学校卒業後の障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害のある人の各ライフステージ^{※P74}における学びを支援します。
- 障害のある人が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取組みます。
- レクリエーション活動を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害のある人等が地域社会におけるさまざまな活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の学習環境を充実し、障害のある人もない人もともに学習する機会の提供に努めます。 ○障害のある人を対象とする音楽療法や各種セラピー活動の普及・実施について、関係機関や当事者団体等と取組を進めます。
文化・芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の文化・芸術活動の支援の一環として、障害者ふれあいセンターにおいて、音楽教室・陶芸教室等を開催していきます。 ○その他の活動においても推進を図ります。
スポーツ・レクリエーション活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人もない人もともに楽しみ交流が行えるように、障害者団体や事業所、地域団体、ボランティア団体等関係機関との連携を図り、はばたき祭、合同レクリエーションなど、スポーツ・レクリエーションイベントの実施や障害のある人とない人との交流の場として行うふれあい交流会を開催します。 ○障害者スポーツ大会への参加を支援します。 ○余暇活動天理クラブを開催し、障害のある人の集いの場を提供し、交流の場や交流の機会の創出を行います。

施策の方向（3）地域の中での居場所づくり

【現状と課題】

○障害者団体への加入促進においては各団体の自主的取組を重視しており、活動については要請に基づき側面から支援しています。活動支援のあり方については、情報の交換等を通じより連携を密にしていく必要があります。

【基本方針】

○創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに日常生活に必要な便宜を供与する機能の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
障害者団体との連携強化及び活動支援	○障害者団体と連携し、行事・イベント等の取組を推進していくとともに、障害者団体への加入の促進を図ります。 ○各障害者団体の活動について、情報交換を行いながら、団体の自主的な活動を支援していくとともに、より連携を密にしていきます。 ○障害のある人が市民活動に参加できるよう支援を行います。

基本目標Ⅴ 安全・安心に暮らせる環境をつくる

施策の方向（１）住まいの場の確保

【現状と課題】

○本市の高齢化率が増加傾向で推移するのに伴い、障害のある高齢者数も増加している中、壮年期・高齢期を迎え、親亡き後を見据えた障害のある人の生活のあり方が課題となっています。また、住みやすい環境の整備も必要になります。

《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

○障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域生活支援拠点の整備が進められているが、これから研修を重ね、早く整備してほしいです。

【基本方針】

○障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度の障害のある人にも対応した体制の充実を図ります。また、地域で生活する障害のある人の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
グループホームの整備促進	○障害のある人が、地域で、共同で日常生活を送れるようグループホーム等の設置の促進に努めます。
住まいに関する相談と情報提供	○障害のある人が、地域で生活するための相談支援の整備及び情報提供の促進を図ります。

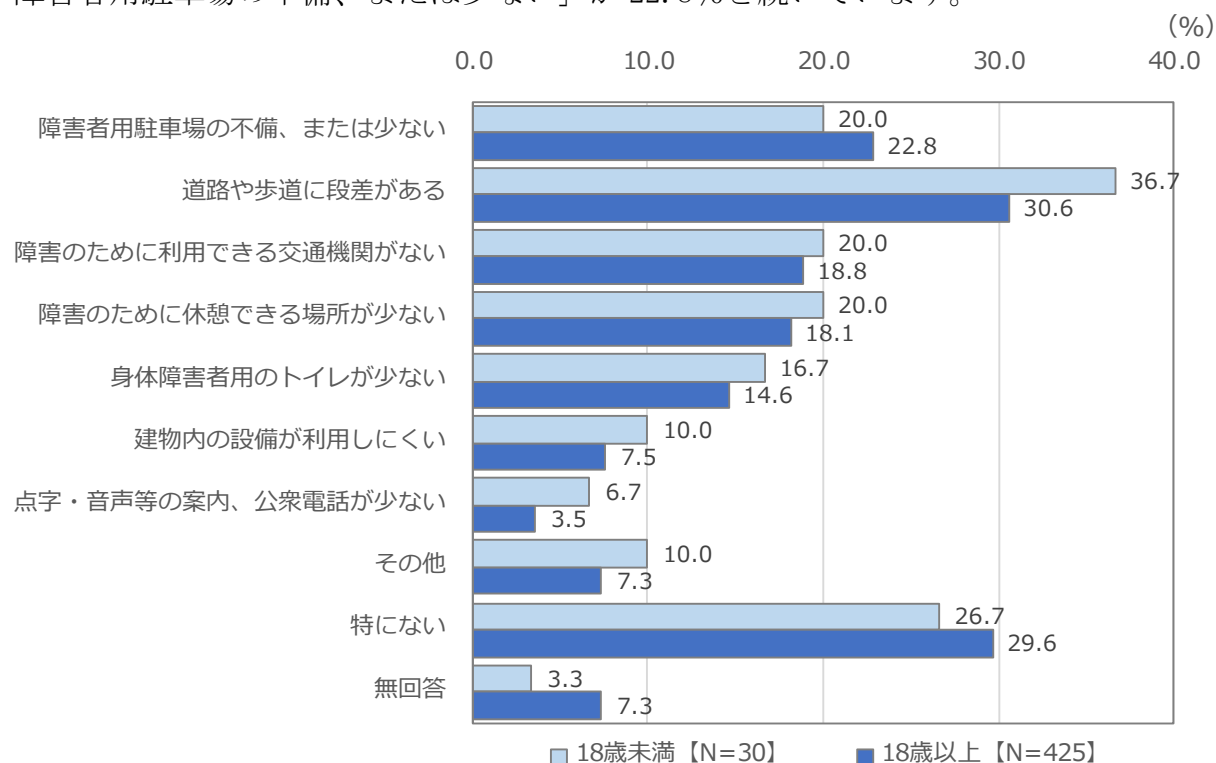
施策の方向（２）移動しやすい環境の整備

【現状と課題】

- 交通安全母の会や警察等各種団体、関係機関と連携し、市内の幼稚園・保育所、小学校等をはじめ、交通安全教室を実施するなど、交通安全意識の高揚に努めています。
- 誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、奈良県では「奈良県おもいやり駐車場制度」を平成28年1月1日から実施しており、車いす使用者や要介護認定^{※P74}を受けた高齢者など移動に配慮が必要な人のための駐車場を公的施設や民間施設に整備するとともに、これらの人に利用証を県が交付し、当該駐車区画を利用しています。
- 障害のある人の移動の利便性の向上を図るため、福祉タクシー^{※P73}制度の利用やコミュニティバスいちょう号、デマンドタクシー^{※P72}の利用料金割引など移動支援の充実を図っていますが、経路において市内全域を網羅していないなど、より利便性を追求する必要があります。

《アンケート調査結果から》

外出時に不便に感じたり、困ったことがあったかについて、18歳未満では、「道路や歩道に段差がある」が最も多く36.7%、次いで「特にない」が26.7%と続いており、18歳以上では、「道路や歩道に段差がある」が最も多く30.6%、次いで「特にない」が29.6%、「障害者用駐車場の不備、または少ない」が22.8%と続いています。



【基本方針】

- 公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。
- 障害のある人が安心して社会参加ができるよう公共交通機関や道路等のバリアフリー整備を進めるとともに、移動手段の確保に努め、より利便性を追求していきます。
- 移動の利便性を図るため、福祉タクシー制度の充実及びコミュニティバスいちょう号、デマンドタクシーがより利用しやすい環境づくりに努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
歩行環境の改善	○歩行者等の通行の安全を図るため、交通安全施設について、維持管理を行うとともに、障害者団体等の要望等を伺いながら、新たに必要な箇所について順次整備を進めます。
障害者等専用駐車場の整備充実及び適正利用の推進	○障害のある人の移動の利便性の向上を図るため、民間施設等にも働きかけ、障害者専用駐車場の整備充実に努めます。 ○交付された車いす優先駐車区画用及びゆずりあい駐車区画用の利用証について、駐車場を管理する事業所等及び一般市民の協力を得ながら、当該駐車区画の適正利用を推進します。
交通安全意識の啓発	○警察や生活安全推進協議会、交通対策協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ、障害者団体等と連携して、障害のある人や高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の啓発を図ります。 ○通行の妨げになるような路上駐車や放置自転車、商店の看板や商品等の路上へのはみ出し等を防止するため、市民の交通マナーに対する意識啓発を図ります。

施策の方向（3）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

- 公共施設におけるバリアフリー化については、障害者団体の要望も聞きながら各担当部署へ要請を行っています。また、民間事業所による施設整備や新設については、法や条例に基づき建設するよう意見書をもって要請しています。
- 公共交通機関におけるバリアフリー化については、障害者団体との意見交換を行いながら、移動等の円滑化にむけ、道路担当部署へ要請をおこなっています。また、公共交通機関を円滑に利用するため、各交通機関への要請も行っており、道路環境の一部や駅舎の改善、特にエレベーターの設置について改善されてきています。
- 平成20年以後は市営住宅の建替事業を行っておらず、住替えた入居者はいません。現入居者が身体上、住宅の改良が必要となった場合は、手摺の設置等福祉部局と連携しながら対応していますが、今後、入居者を新規空家募集する際には、バリアフリー等、障害のある人のニーズに対応した住宅を提供する必要があります。
- 徐々にユニバーサルデザインの考えが市民に浸透しており、それに伴って利用しやすい環境の整備が進められています。

《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

- 点字ブロックの上に物があつたりするのを見かけます。こんな所は通らないと思っっているのだと思いますが、すぐにでも注意すべきだと思います。

【基本方針】

- 駅等の旅客施設における段差解消、障害のある人の利用に配慮した車両の整備のより一層の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- 公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。
- 「バリアフリー新法（高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」に基づき、不特定多数の人や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進します。
- 「バリアフリー新法」及び関連施策の在り方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行います。
- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」に位置付けられた施策について、具体的な取組を実施します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
ユニバーサルデザインの推進	○すべての人にとって利用しやすい環境等の整備を進めるため、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を進めます。
住まいのバリアフリーの推進	○手すりの設置等関係部署と連携しながら、障害特性や障害のある人のニーズに対応した市営住宅の改良等に努めるとともに、利用者の理解と協力により、住替制度の利用促進を図ります。
公共施設等のバリアフリーの推進	○「バリアフリー新法」や「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」等に基づき、道路・学校・公園・行政施設をはじめとする公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、大規模店舗など障害のある人が利用することの多い既存の民間施設や民間事業者による新たな施設整備に際しては、法律や条例への適合を図るよう意見書をもって要請していきます。
交通機関等のバリアフリーの推進	○「バリアフリー新法」等に基づき、障害のある人や高齢者が安全で円滑に利用することができるよう、道路交通環境や公共交通機関の整備・改善の要請を引き続き行います。

施策の方向（４）防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

- 災害発生時に、障害のある人が災害情報や避難情報等を的確に入手できるよう、緊急速報メールの配信を実施していますが、音声に頼らない個別への情報提供について検討する必要があります。
- 避難行動要支援者名簿^{※P74}の提供により、日頃から個人に即した地域住民による防災活動が進められていますが、地域での見守り、個人に対するきめ細やかな関係や体制づくりには、地域間での取組の温度差があることに加えて、自治会に加入しない人へのアプローチが課題となっています。
- 自主防災組織に対して、年1回の全体研修を実施しており、また自主防災組織会員に防災士の資格取得を支援しています。
- 県内で発生している詐欺被害等の事例を「e～メール天理^{※P68}」を活用して、登録者に対して防犯情報等の配信を行っています。また、「町から町へ」にも安全ニュースとして防犯情報等を掲載しています。
- 障害のある人が犯罪に巻き込まれないように、警察や地域ボランティアと連携し、地域の見守り活動を実施しています。
- 消防本部と聴覚障害者の間で行う「Net119^{※P73}緊急通報システム」の登録を推進しています。

《障害者団体へのアンケート調査及びヒアリング調査結果から》

- 避難所で薬が手に入らないと心配。お薬手帳があれば、親でも入手できるようにしてほしいです。
- 災害時、ろう者に対して、音声と視覚による情報を保障する方法を考えてほしいです。

【基本方針】

- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害のある人に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができる体制づくりを促進します。
- 災害発生後にも継続して福祉、医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策の推進を図るとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組めます。
- ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・的確な対応を行います。
- 障害者支援施設等を利用する障害のある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図ります。

○障害のある人や高齢者など、特に配慮を要する人が滞在する福祉避難所の整備の促進を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容
防災知識の普及・啓発	○障害のある人の参加を得て、防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施するとともに、各種情報媒体を活用して防災意識の啓発に努めます。
緊急時・災害時の情報伝達体制の強化	○緊急速報メールの配信など、災害発生時に障害のある人が災害情報や避難情報等を的確に入手できるよう、情報提供に際して配慮に努めます。 ○聴覚障害や言語障害のある人のための「Net119 緊急通報システム」を周知するとともに、効果的な活用を啓発し、緊急通報体制の充実を図ります。
避難行動要支援者の支援	○避難行動要支援者名簿の提供により、地震等の災害時に備え、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等で障害のある人の安否を確認するネットワークづくりを進めるとともに、地域団体やボランティア団体等との連携を図り、障害のある人やその家族の避難所での生活支援体制づくりを進めます。
防犯予防と被害防止の啓発	○悪質商法や詐欺などの被害にあわないように、障害のある人やその家族等に対して、県内で発生している詐欺被害等の事例を「e～メール天理」を活用して手口などの被害情報や対応等の防犯知識の周知を図るとともに、被害にあった場合の相談対応の充実を図ります。
地域における犯罪・災害対策の推進	○多くの自治会において組織されている自主防災組織の育成と組織の強化・充実を促進し、地域住民相互の助けあいにより災害時に救助活動が行えるように、地域防災力の向上を支援します。 ○障害のある人が犯罪や災害の被害にあわないように、また、災害時において障害のある人が孤立することのないよう、日ごろから地域での声かけによる連携や見守りなど、地域住民の見守りや支え合いによる防犯・防災対策を促進します。
福祉避難所の整備	○市内にある福祉避難所において、障害のある人が利用しやすい環境を図るため、整備等の促進を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画は、本市の行政計画であるばかりではなく、社会福祉協議会をはじめ医療機関、障害者施設、サービス提供事業所、障害者団体、老人クラブ、ボランティア団体、NPO、企業、市民が一体となって取り組むべき共通の指針です。

それぞれの主体がこの計画の基本理念である「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ユニバーサルデザイン」に対する理解を深め、それぞれ役割と責任を自覚するとともに、お互いに緊密な連携をとりながら、めざすべきまちの姿である『ともに生き、一人ひとりが輝くまち』の実現に向けて、積極的に取り組むことが期待されます。

そのため、本計画の策定の趣旨や理念、めざすべき方向等について、それぞれの主体の理解が深められるように、ホームページの活用をはじめ主要施設での閲覧等により、本計画の普及・啓発を図ります。

2 計画の点検・評価の方策

本計画を実効性あるものにするため、施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくことが重要です。そのため、庁内においては、関係各課等の緊密な連携を図り、多岐にわたる分野の円滑な推進を図ります。

また、学識経験者や障害者団体等の代表からなる（仮称）「計画検証委員会」を設置し、年次毎に計画の進捗状況について審議や総合調整を行います。

3 財源と人材の確保

本計画を着実に推進するためには、財源と人材の確保が重要です。本市においても厳しい財政状況の中、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うとともに、社会資源の有効な活用、助成事業の見直しと有効活用等、財源の確保を図ります。

また、人材の確保については、県や近隣市町、関係機関、サービス提供事業者等との連携を強化し、障害福祉施策を推進していく上で不可欠な保健、医療、福祉に携わる専門従事者や各種資格者の確保に努めます。

4 県・近隣自治体・事業所・地域との連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用など、幅広い分野にまたがるものであり、引き続き市が主体的に推進していくことはもちろんですが、広域的に取り組むことにより、効率的かつ効果的に実施できるものについては、国・奈良県の協力を視野に入れながら、近隣自治体と連携を図り進めていきます。

また、少子化や核家族化などにより身近な地域住民が互いに助け合い、思いやりをもって暮らすことができる地域社会がより一層求められています。そのため、福祉活動の中核となる社会福祉協議会など各種福祉関連団体との連携を強化するとともに、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動を行えるように支援します。

資料編

1 天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会要綱

(設置)

第1条 障害者の施策に関し、基本理念を定め、総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するため、天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 天理市障害者福祉基本計画の策定に関すること。
- 2 その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、市長が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、障害者福祉基本計画の策定により解散するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月5日から施行する。

2 天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

	団体・機関名	氏名
1	学識経験者（天理大学准教授）	◎ 八木 三郎
2	奈良公共職業安定所	中川 剛
3	奈良県立奈良養護学校	牛谷 明弘
4	奈良県立二階堂養護学校	吉野 直治
5	奈良県立高等養護学校	佐々木真介
6	天理市民生児童委員協議会	西城 賢
7	天理青年会議所	市村 建太
8	天理市校園長会	鳥山 晃子
9	天理市身体障害者福祉協会	古川 良一
10	天理市聴覚言語障害者福祉協会	中井 功
11	天理市腎臓病患者友の会	村井 良昭
12	天理市手をつなぐ育成会	坂本 久代
13	天理市肢体不自由児・者父母の会	山内 悦子
14	天理こころの会	藤善 瑞子
15	天理市視覚障害者福祉協会	森 昭子
16	天理市自立支援協議会	六十谷尚美
17	天理市自立支援協議会	竹田 親史
18	天理市自立支援協議会	村上 仁
19	天理市総務部（防災課）	山本 年秀
20	天理市健康福祉部	○ 大野 篤男

(順不同)

3 計画策定の経過

日程	項目	内容
平成 29 年 9 月 30 日～ 10 月 16 日	市民アンケート調査	障害者福祉基本計画策定のための基礎資料とするため、天理市在住の障害のある人に対するアンケート調査を実施
平成 29 年 10 月 12 日	第 1 回天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会	次期（第 3 次）障害者福祉基本計画策定に向けて
平成 29 年 12 月 12 日	第 2 回天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会	障害者福祉基本計画策定にあたっての意見交換（計画骨子案協議）
平成 29 年 12 月 22 日	障害者団体ヒアリング調査	障害者福祉基本計画策定のための基礎資料とするため、障害者団体に対するヒアリング調査を実施
平成 30 年 1 月 23 日	第 3 回天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会	障害者福祉基本計画策定にあたっての意見交換（計画素案協議）
平成 30 年 2 月 2 日～ 3 月 4 日	パブリックコメントの実施	障害者福祉基本計画素案を基に、広く市民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施
平成 30 年 3 月 13 日	第 4 回天理市障害者福祉基本計画策定検討委員会	障害者福祉基本計画策定にあたっての意見交換（計画案協議）

4 天理市みんなの手話言語条例

言語は、人が様々なことを思考し、その考えや意思を相手に伝え、相手の考えや意思を理解して円滑な社会生活を営む上で必要な意思伝達手段あり、社会生活や文化的活動に必要な不可欠なものです。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情などを使って思考し、自らの考えや意思を視覚的に表現するろう者の言語です。

しかしながら、手話は、長い歴史の中で言語として認知されず、禁止されていた時代がありました。そのため、長い間ろう者は、様々な場面で不便や不安を感じながら生活せざるを得ませんでした。そのような状況に置かれながらも手話の普及への努力がろう者により継続されてきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は、言語として位置付けられました。

天理市民憲章においては、「おたがいに尊重し、助けあって、しあわせな生活をきずきましょう。」と謳われています。人は、互いの思いを理解し合うことで尊重や助け合いが生まれ、幸せな生活を営むことができます。この市民憲章の精神の下、手話を第一言語とする天理市民のろう者もろう者以外の者も、互いに思いを理解し合い尊重し合える天理市を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者並びにろう者の生活及び文化への理解並びに手話の理解及び普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進に必要な基本となる事項を定めることにより、手話を必要とする市民の社会参加の保障及び全ての市民が安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市及び市民は、ろう者が音声言語とは異なる独自の言語体系を有する手話を用いて、知的で心豊かな社会生活を営む者であることを理解しなければならない。

2 手話の理解及び普及は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有していることを前提として、その権利の行使は、最大限尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の手話に対する理解及び普及を図り、手話を必要とする市民が手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に親しみ、ろう者、ろう者の生活及び文化並びに手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、第2条の基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、次に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境の整備のため施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加とその機会の平等を図るための施策
- (4) 手話による意思疎通支援者のため施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策について、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和を保ちながら、推進するものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の実施にあたっては、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるよう努めものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話及びろう者に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

5 用語の説明

あ行

ICT	Information and Communication Technology (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー) の略で、情報通信技術のこと。
e～メール天理	不審者情報などに関する情報及び防災情報を、登録いただいた市民のパソコンや携帯電話に電子メールで配信する天理市の事業。
意思決定支援ガイドライン (障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン)	厚生労働省が平成 29 年に作成した、障害のある人の意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた指針のこと。
医療的ケア	医療行為として、医師の指導のもとに、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養やたんの吸引等の医療的介助行為のこと。
インクルーシブ教育	障害のある人と障害のない人が可能な限り共に学ぶ仕組み。

か行

カンファレンス	事例の援助過程において、的確な援助を行うために援助に携わる者が集まり、討議する会議のこと。
聞こえのサポーター	中途失聴・難聴に関する理解と知識を深め、筆談などで中途失聴・難聴者とコミュニケーション方法などを学んだボランティア。
基礎的環境の整備	<p>「合理的配慮」の基礎となる環境整備。障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。</p> <p>(基礎的環境整備の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用 ・専門性のある指導体制の確保 ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導 ・教材の確保 ・施設・設備の整備 ・専門性のある教員、支援員等の人的配置 ・取り出し指導や学びの場の設定等による特別な指導 ・交流及び共同学習の推進
キャリア教育	児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。またキャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。

ケアマネジメント	介護や支援を必要とする人からの相談に応じ、心身の状況や本人の意向を踏まえ、医療、保健、福祉等のサービスや社会資源を結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保する仕組み。
高次脳機能障害	主に脳の損傷によって起こされるさまざまな神経心理学的症状により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる高次の脳機能の障害。
合理的配慮	障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮。
子育てコンシェルジュ	保健師資格をもち、子育て情報の提供やアドバイスを総合的に行う相談員。
個別の教育支援計画	一人ひとりの障害のある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画のことで、学校が中心となって作成されます。
個別の指導計画	障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画のことで、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われます。

さ行

差別をなくす強調月間	奈良県では、昭和44年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、県・市町村・各関係機関等が連携し、積極的に差別をなくす取組を続けています。
社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念などのこと。
重症心身障害	重度の身体障害と重度の知的障害を併せ持った状態のこと。
自立支援協議会	障害のある人等への支援体制の整備を図るために、関係機関、関係団体及び障害のある人等の福祉、医療、教育、雇用等の関係者が連携し、その協議等を行う機関。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づいて認定された身体障害のある人に都道府県知事が交付する手帳のことで、障害の内容や等級が記されます。これを呈示することで、各種福祉サービスが受けられます。

スマートフォン	<p>従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。また、スマートフォンはインターネットの利用を前提としており、携帯電話の無線ネットワークを通じて音声通信網及びパケット通信網に接続して利用するほか、無線LANに接続して利用することも可能です。</p>
精神障害者医療費助成事業	<p>精神障害者医療費助成制度（一般・後期高齢者）は、精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持しているなどの条件を満たした対象者が医療機関等の窓口で支払った医療費自己負担額の一部を天理市が助成する事業。1医療機関あたり500円（14日以上入院の場合は1,000円）を差し引いた額を助成します。</p> <p>精神障害者医療費助成制度（精神通院）は、自立支援医療（精神通院）を利用し、医療機関・薬局等で自己負担した、自立支援医療受給者証に記載されている上限額までの1割負担分を助成する事業。</p>
障害者週間	<p>国では、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。</p> <p>平成16年6月の「障害者基本法」の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、窓口での相談や職場、家庭訪問等を実施するなど、生活から就労まで一体的・総合的に支援を行う施設。</p>
障害者就労施設等	<p>天理市では、障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針により、調達の対象となる障害者就労施設等を以下のように定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法」に基づく事業所等 <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所、障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）、地域活動支援センター ・「障害者基本法」第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている小規模作業所 ・「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所 <ul style="list-style-type: none"> 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 ・「障害者雇用促進法」に基づく在宅就業障害者等

障害の社会モデル	障害が発生しているのは、個人の側に理由があるのではなく、社会が障害をつくっているという考え方。
障害福祉サービス	「障害者総合支援法」に規定するサービスで、居宅介護などの介護給付と就労移行支援などの訓練等給付を総称したもの。
人権週間	国連は、昭和23年（1948年）の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などにこれを記念する行事を実施するように呼び掛けています。我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。
人権文化	一人ひとりが「何かあったときに考える人権」から「差別をしないことが当たり前」という態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することにより、そのことが多くの人びとの中に広がっていくような社会のあり方。
人権擁護委員	「人権擁護委員法」に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている法務大臣が委嘱した民間の委員。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
スクールサポート	特別な支援を必要とする児童・生徒に対応し、個に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、基礎学力の定着や生徒指導及び進路指導の充実を図るため、市内小中学校に配置された学校支援員。
生活習慣病	食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったもの。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」に規定された手帳のことで、障害の等級等が記されます。これを呈示することで、各種福祉サービスが受けられます。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活の援助を代理権や同意権、取引権が付与された後見人等が行う仕組み。
相談支援事業	障害のある人や家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援などを行う事業。

た行

地域生活支援拠点等	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。
地域サロン	生きがいつくり・仲間づくりの輪を広げ、住民の孤独感の解消、地域の見守り活動、閉じこもり予防や介護予防、健康の維持向上を目的に、地域の住民が集う場。
地域障害者職業センター	障害のある人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害のある人の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する機関。公共職業安定所との密接な連携のもと、全国 47 都道府県に設置されています。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。
通級	小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。
ドゥーラ	妊娠期から赤ちゃんとの暮らしに慣れるまで、お母さんに寄り添い支え、育児に慣れていくためのお手伝いをする専門研修を受けた人。
デマンドタクシー	天理市の中心部と東西南北の各エリアを運行区域として、完全予約制で運行する乗合タクシー。
特別支援教育	<p>障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p> <p>平成 19 年 4 月から「学校教育法」に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児、児童、生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。</p>

な行

内部障害	心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する障害。外見からわかりにくいいため、周囲に理解されにくい障害。
------	---

難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる。
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会が実施主体となり、認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う事業。
日中一時支援事業	障害のある人や子どもの介護を行う人の一時的休息や就労支援などのために、日中において一時的に障害のある人や子どもの活動の場を確保する事業。
Net119	聴覚や言語に障害のある人のための緊急通報システム。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

は行

ハイリスク妊産婦	妊娠中や出産後の母体や児の経過や予後に異常が予測される場合をいいます。その中には、産科的異常が問題となる場合と他科の基礎疾患を合併した場合があります。前者には妊娠中毒症、切迫早産、多胎妊娠、既往帝王切開などがあります。さらにこれらの既往症がある場合も含まれます。後者には、妊娠糖尿病を含む糖尿病合併妊娠が代表的ですが、ほかに、心血管系の異常や腎疾患、膠原病などの基礎疾患を持ちながら妊娠を継続している場合などがあります。
発達障害	「発達障害者支援法」には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。
バリアフリー	障害のある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障害のある人の生活全般における障壁の除去をいいます。
フェイスブック	フェイスブック社が提供する、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）。SNSとは、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
福祉タクシー制度 (天理市重度障害者福祉タクシー制度)	天理市と契約している事業所のタクシーの基本料金が無料になる制度で、申請により、「天理市福祉タクシー利用券」を1年間に1冊(48枚綴)交付しています。 (対象者) <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳で、視覚、下肢、体幹、移動、内部の機能障害が、いずれか単独で1級または2級の人 ・療育手帳Aの人 ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

避難行動要支援者名簿	高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿。
法定雇用率	<p>「障害者雇用促進法」に、「民間企業、国、地方公共団体は、一定の雇用率に相当する数以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければならない」と定められており、その雇用率を法定雇用率といいます。</p> <p>なお、平成30年4月からは、精神障害のある人の雇用が義務化されるため、精神障害のある人が追加されます。</p>

ま行

民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱により、3年の任期で、地域住民の福祉、生活援助活動を行う民間の奉仕者。民生委員は、「児童福祉法」により児童委員を兼務します。
-----------	---

や行

要介護状態、要介護認定	<p>常時介護を必要とする状態を要介護状態、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態を要支援状態といいます。</p> <p>要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。</p>
-------------	--

ら行

ライフステージ、ライフサイクル	人間の一生における乳幼児期・学齢期・成人期などのそれぞれの段階。
リハビリセンター (奈良県総合リハビリテーションセンター)	障害のある人に特化した病院、福祉施設で、リハビリを中心とした治療を行う回復期医療や福祉の拠点としての役割を担っています。
療育	障害のある子どもについて治療、相談・指導を行い、その発達能力を育て、自立生活に向かって育成すること。療は医療、育は養育・保育・教育を意味します。

天理市障害者まほろば計画（天理市第3次障害者福祉基本計画）

平成30年3月発行

発行 天理市

〒632-8555

奈良県天理市川原城町605

TEL 0743-63-1001（代表）

FAX 0743-63-5378

ホームページ <http://www.city.tenri.nara.jp/>

編集 天理市健康福祉部社会福祉課